

第三十一次回国会 社会労働委員会 議 録 第十七号

昭和三十四年三月十日(火曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 関田 直君

理事 大石 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 八田 貞義君

理事 五島 虎雄君 理事 瀧井 義高君

理事 奥村又十郎君 加藤 精三君

亀山 孝一君 河野 孝子君

斎藤 邦吉君 志賀健次郎君

武知 勇記君 谷川 和穂君

中山 マサ君 二階堂 進君

古川 文吉君 八木 徹雄君

山下 春江君 山田 彌一君

松澤 雄藏君 亘 四郎君

伊藤よし子君 大原 亨君

岡本 隆一君 多賀谷眞裕君

堤 ツルヨ君 中村 英男君

八木 一男君 山ロシヅエ君

吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 坂田 道太君

國務 大臣 世耕 弘一君

出席府委員長

總理府事務官 大來佐武郎君

(経済企画庁總 合計画局長)

厚生政務次官 池田 清志君

厚生事務官 小山進次郎君

(大臣官房審議 官)

厚生事務官 太宰 博邦君

(保険局長)

委員外の出席者

専門 員 川井 章知君

三月十日

第一類第七号

社会労働委員会議録第十七号 昭和三十四年三月十日

委員川崎秀二君、藏内修治君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君、山田彌一君及び多賀谷眞裕君等につき、その補欠として加藤精三君、奥村又十郎君、八木徹雄君、松澤雄藏君、武知勇記君及び水谷長三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員奥村又十郎君、加藤精三君、武知勇記君、八木徹雄君、松澤雄藏君及び水谷長三郎君等につき、その補欠として藏内修治君、川崎秀二君、山田彌一君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君及び多賀谷眞裕君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員奥村又十郎君、加藤精三君、武知勇記君、八木徹雄君、松澤雄藏君及び水谷長三郎君等につき、その補欠として藏内修治君、川崎秀二君、山田彌一君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君及び多賀谷眞裕君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員奥村又十郎君、加藤精三君、武知勇記君、八木徹雄君、松澤雄藏君及び水谷長三郎君等につき、その補欠として藏内修治君、川崎秀二君、山田彌一君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君及び多賀谷眞裕君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員奥村又十郎君、加藤精三君、武知勇記君、八木徹雄君、松澤雄藏君及び水谷長三郎君等につき、その補欠として藏内修治君、川崎秀二君、山田彌一君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君及び多賀谷眞裕君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員奥村又十郎君、加藤精三君、武知勇記君、八木徹雄君、松澤雄藏君及び水谷長三郎君等につき、その補欠として藏内修治君、川崎秀二君、山田彌一君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君及び多賀谷眞裕君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員奥村又十郎君、加藤精三君、武知勇記君、八木徹雄君、松澤雄藏君及び水谷長三郎君等につき、その補欠として藏内修治君、川崎秀二君、山田彌一君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君及び多賀谷眞裕君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員奥村又十郎君、加藤精三君、武知勇記君、八木徹雄君、松澤雄藏君及び水谷長三郎君等につき、その補欠として藏内修治君、川崎秀二君、山田彌一君、志賀健次郎君、寺島隆太郎君及び多賀谷眞裕君が議長の指名で委員に選任された。

別に討論もないようでありますから、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○田中(正)委員長代理 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○河野孝子委員 河野孝子君より、児童福祉法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。本動議について趣旨の説明を聴取いたします。河野孝子君。

○河野孝子委員 本法案に対して、自由民主党及び日本社会党両党共同提案による左記決議案を提出したいと思っております。まず決議案を朗読いたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
今回骨関節結核にかかっている児童に対する療育の制度を設けることは極めて時宜に適合したものであるが、政府はすみやかにこのような制度を骨関節結核以外の結核にかかっている児童にも拡大するよう適切な措置を講ずべきである。

本法案はきわめて適切な政策であると認めるものでありますが、しかしながら一般に結核児童の入院治療については、これを成人患者の中に一緒に入れておくことは好ましくない影響を受けることが多く、治療上のみならず、その精神的、情動的の面からも適当でないもので、これを成人患者から区別して児童専門の病床を設け、これに適した環境のもとに療養させることが必要

であるといわれております。また児童は心身発育の途上にあるという特殊事情から、医療のみならず適切な生活指導及び教育についても、医師の許す範囲内で行うことが不可欠のものであつて、これを欠くときは身体的には治療しても、精神的には児童の育成にとつて最も注意しなければならぬ劣等感を植え付けたり、社会生活に対する適応性に欠けるなど、その健全な育成についての重大な障害を残すことになるのであります。このような児童の特殊性にかんがみ、現在国立療養所においては四十七カ所約一千九百床、少年保健所としては八カ所、約千二百床、その他の療養所においても若干のものが小児専門病床を設け、治療、生活指導、教育を一体的に行なっておりますが、これについては地元その他地域社会の社会的要望であり、またその積極的な協力によって実現を見ているようなわけであり、しかしながらこれらの施設は、病床数にすれば三千床程度に過ぎず、入院治療に必要な児童の数と対比すれば非常に少ないのであり、今後早急にこのような体制を持った療養所を整備していくことが考えられなければならないのであります。現在全国的な結核病床としては、その既設病床にいわゆる空床を生じつつある状況でもありますので、これらの小児病床の確保については病床の調整、転用等により十分その目的とするものが達成できるのではないかと思われ、

他方医療費の問題として結核児童の療養に当っては、費用の負担の面で一つの障害のあることを注意しなければなりません。すなわち成人患者の場合には健康保険のような職域保険では被保険者として全額保険の給付が行われる道がありますが、児童の場合は最も条件のよい場合でも、被扶養者としてその半額が給付されるにとどまるのであつて、全体として見ても児童の自己負担は成人の患者に比べて多額になり、これが入院治療の一つの支障となつてゐるものと考えられます。このような観点から見ても、本改正案のような制度は、入院治療に必要なすべての結核児童に適用しなければならぬものと思われ、

さらに本改正案は、主として児童福祉の立場から考えられたものと思われ、結核対策の観点から見ますと、初感染期にある児童に対して強力な感染防止、発病防止の対策を打ち立てることはもとより必要であり、またが、不幸にして発病した児童に対してはすみやかに適切な治療を加え、完全に治癒させておくことは、青年、壮年期における発病防止に役立たしめる点で重要であります。ことに児童、小児結核は成人に比べて治療しやすいものでありますから、治療の費用及び期間の点から児童の時期に適切な医療を加えることは得策であると考えられます。

以上の趣旨からすみやかにこの制度をすべての結核児童に対して適用するよういたしたいというのがこ

の附帯決議案の提案の理由でありま
す。何とぞ皆様の御賛同をお願い申し
上げます。(拍手)

○田中(正)委員長代理 本動議につ
いて採決いたします。これに賛成の諸君
の起立を求めます。

(総員起立)

○田中(正)委員長代理 起立総員。

よって児童福祉法の一部を改正する法
律案に對しましては、河野委員の動議
のごとく附帯決議を付することにいた
しました。

この際厚生大臣より発言を求められ
ておりますので、これを許します。厚
生大臣。

○坂田国務大臣 ただいまの御決議は
われわれといたしまして十分尊重いた
したいと思ひます。

○田中(正)委員長代理 なお本案に関
する委員会報告書の作成等について
は、委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議はございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○田中(正)委員長代理 御異議なしと
認め、そのように決しました。

○田中(正)委員長代理 次に内閣提出
の国民年金法案並びに八木一男君外十
四名提出の国民年金法案及び国民年金
法の施行及び国民年金と他の年金等と
の調整に関する法律案を一括議題とし
て審査を進めます。

質疑を行います。堤ツルヨ君。

(田中(正)委員長代理退席 委員
長着席)

○堤(ツ)委員 私は国民年金について
いろいろな大臣にたくさんお伺い
したいことがございますけれども、

質問に入ります前に、私たちは徹頭
徹尾選良でございますので、日本社会
党の立場からこの法案審議を通じて一
言速記録に残しておきたいことがござ
います。それはまじめな二、三の議員
には失礼でございますから、お差しさ
わりがあったら恐縮に存じますけれど
も、去年の五月二十二日に非常にし
しい衆議院の選挙を経て出て参りまし
た私たち選良が、一番大きな責任と期
待を持って臨んでおりますこの通常
国会に、ことに与党の二大公約の一つで
あるところの減税と国民年金、このう
ちの国民年金の法案を御提出になり
これを審議いたします過程に入りまし
て、これで数日にわたって参りますけ
れども、全く国会議員として国民の前
に恥じなければならぬ醜態を見せつ
けられております。これはたゞいまも
児童福祉法の一部を改正する法律案を
通過させるに当って、かり出されたこ
ころの議員がおいでになりましたけれ
ども、重要な国民年金を審議するに
当っては、与党の方々は全部御退席に
なり、(「そんなことはないぞ、冗談
じゃない。」と呼び、その他発言する者
あり) かり出された人々のほとんどが
御退席になり、まじめに審議をなさら
なければならぬ方々が御出席になり
ません。私たちはこういうことを考え
ますときに、国民が大きな期待を持っ
ておりますこの法案が、いかなる過程
において審議をされたかということ
を国民の前に明らかにいたしましたとき
には、おそろくそのでさうした負しい法
案を、この審議過程を通じて国民はう
なずくものがあるだろうと思ひのであ
ります。政府は、与党は何とかして一
日も早く通過させたいという御意向の

ようでございますけれども、私たち社
会党をまじめに審議をいたしたいと存
じますので、皆様方、ことに与党の
方々は、私は今日以後もまだ数日審議
を要しますけれども、まじめにこの國
民年金に向つて審議、御研究、いろい
ろな面でお互いに歩み寄り、話し合い
なことを切にお願いいたしますと思
ひます。

なぜ私がこういうことを申し上げる
かと申しますれば、私の方の八木委員
が二日にわたつて質問をいたしました。
八木委員はまじめな勉強家でございます
ので、相当広範にわたつて大臣に御
質問、審議をなさり、なお小山審議官
を通していろいろな説明を承わりました
けれども、ほんとうに国民が願うと
ころの修正はできそうにない御答弁ば
かりでございます。何とかしなければ
ならないという考えを深くいたして
おります。お聞きになっておる委員の
中には同じことを二回も三回もい
とおっしゃる御意見の方もございま
すけれども、しかし実際これが未端で突
施されますときにはいろいろな問題が
一ぱい起つて参りますので、かつての
の遺族援護法また今日の恩給法に見ま
すところの、たくさん取り残された
人や苦情が一ぱい生れてくることは明
らかでございますので、こうした問
題も非常に大切だと思ひますから、あ
るいは八木委員の質問と重なる面があ
るかも知れませんが、私はこの点
を大臣並びに政府委員の方に御了承
をいただきたいと思ひます。さ
して私はここに参りまして、国民はう
なずくものがあると思ひます。政府は
御就任早々の厚生大臣に一つ
社会保障に對するところの根本的な

大臣の理念をもう一度はつきり聞かせ
ていただいて、私の質問に入らしてい
ただきたいと思ひますので、どうぞ一
つお聞かせいただきたいと思います。

○坂田国務大臣 社会保障の理念とい
う問題は、これは非常にむずかしい問
題でございます。歴史的に考えまし
てもあるいはその国々によりまして
も、いろいろ考え方があろうかと思ひ
ます。また学問的に申し上げまして
も、これはいろいろの見方があるかと
思ひます。でございますが、しかし私ども
が今回御提案申し上げております年
金、いわゆる所得保障というものが、
やはり社会保障の一つの重要な柱の一
つであるというふうに考えておりま
す。この前の八木委員並びに濤井委員
の御質問にもお答え申したわけであり
ますが、その所得保障、いわば、基本
的な条件と申しますか、それは何かと
いうようなお尋ねにもお答えを申し上げ
ました通り、この所得保障というも
のをやるについては、どうしてもその
前提をいたしまして医療保障というも
のを考えなければならぬ、こういう
ふうに思ひます。医療保障の基本的な
条件は何かと言ふならば、これは国民
皆保険を私たちがやっております、しか
もその国民保険の中におきまして医療
費の問題もございまして、あるいは
またさらに進みますと、その中にお
きまして特に長期の療養を要するこ
ころの結核というものが今日の段階に
問題になってくる、さらに進みますと
それが成人病というところへ発
展をしていかなければならぬ、そう
なれば国民の一人一人に負担をかけ
ないで、これを国があるいは積み立て

た金によって保障をしていこう、こ
ういう考え方がその内容になって参りま
す。さらにまた医療保障の前提とい
うにしても、あるいはまた所得保障の
前提をいたしまして、衛生行政と申
しますか、公衆衛生行政というものま
でも私は社会保障の中に含まれるとい
うふうに考えるわけでございまして、
そういう意味からわれわれといたし
ましては、国民皆保険の制度を社会保
障の中の一つの柱と考え、さらに今回
御提案を申し上げておる国民年金とい
うものを二つの柱と考えておる、こ
ういう考え方で、社会保障というものを
私たちが考えていきたい、かように考
えるわけでございまして、もう一つお
答えを申し上げますのは、日本のよう
な特殊の状況におきましては、かりに
国民年金につきましては、国民年金を基
本とし、また結果的には無拠出年金を考
えていくという建前から申しまして
も、あくまでも将来において起り得べ
きところの老齢あるいは障害、あるいは
母子家庭というものに対して、
そういうような予期せられる事態に對
しまして、自分の所得があるときにこ
れを積み立てていくという、この基本
的な考え方によって国民年金制度とい
うものを私たちが打ち出して、そ
ういう考え方からいたしまして、そ
ういふような拠出制の基本的な考え方
はあつたわけですが、日本のような
状況におきましては、やはりもう一つ
それに、社会保障について考えなけ
ればならないのは、法的扶助の面じや
なからうかと言ふと思ひます。こ
ろろ、その法的扶助という意味にお
いて、たとえば生活保護法である
か、あるいは社会福祉三法の充實とい

うことがあわせ考えられなければ、社会保障というものを日本の場合においては言えないのじゃなかろうか。つまり社会保障というもののの中に私どもとしましては法的扶助をも含めて考えていく、こういうことになろうかと思う次第でございます。

○岡田委員長 ちよつと堤委員に申し上げますが、あなたが出席を要求されておる大蔵大臣は、衆議院、参議院の大蔵委員会、それから自治庁長官は、衆議院の内閣、参議院の地方に出席のために、今出席に至りません。なるべく早く時間をやりくりして出席してくれるように要求をいたします。

経済企画庁長官は出席をいたしました。他の大臣も出席を促すようにいたしますから、そのつもりで出席大臣になるべく質問されるようにお願いいたします。

○堤(ツ)委員 企画庁長官は何時までという制限はお持ちでありますか。

○岡田委員長 午前中はいいそうですから……。

○堤(ツ)委員 それでは長官にはしばらく待っていただきまして、ただいま厚生大臣の御答弁をいただきましたけれども、私にはもう一つはつきりいたしません。今日の国民の事態というものをお互いに広く見渡しましたとき、政権をとっていらっしゃいますところの政府の方々、ことに厚生大臣や総理大臣のお考えが、日本の国民の生活実態に即した社会保障というものを根本的な正しい理念の上に立ってお立ていただかなければ、せっかく金を使っていたいたいても、これが水泡に帰すと思うのでございます。今度お出しになりました国民年金法案をいろいろ検討し

て参りますと、一体政府はどういうふうに社会保障というものを考えておられるのだろうか、共同連帯責任において困った人々と手をつないでいくとか、所得能力を持たなくなった国民の各階層に対してどういふふうな政策を打ち出していくとか、いろいろな面から検討いたしましたときに、私はどうも政府の方々がただ公約をしたから、申しわけに国民年金法案を出しておられるのにすぎないのであって、確とした信念に立って社会保障百年の計をお立てになっていられないように拝見できる節があるのでございます。厚生大臣は御就任早々でございまして、この案がおできになってからおなりになったことは私も百も承知いたしましたことですから、むしろ前の橋本厚生大臣に御質問申し上げ、岸総理に直接公約の責任者としてお聞きしたいと思うのでございますけれども、総理大臣もお出になっておりませんし、厚生大臣もいろいろな事情でおかわりになって、坂田厚生大臣になられましたけれども、非常ににお苦くて、私たちが御期待申し上げてよいところの新しいセンスをお持ちになっていらっしゃる厚生大臣でございまして、私は社会保障に對しましては、やはり閣内で一番しっかりした意見をお持ちになって、そうして時の財政事情や、今までの行きかきり上り面子にとらわれるところの官僚の人々の言に左右されるところなく、率直なあなたの御意見をこの国民年金の中に通されてこそ、大臣に御就任になったあなたの歴史において、日本の政治史の上に残されることができると思っております。こういう気持ちで御期待申し上げておったのでござ

いますけれども、八木委員との質問を通じて当然私たちに御同調いただかなければならないような大事な数カ所を修正しようというふうな意見をお持ちになっていられないばかりでなく、どうも少し理念を疑わなければならぬような節々がありましたので、私はこういう御質問を申し上げたのでございまして。どうもただいまの御答弁ではもう一つの確に大臣の意向をお伝え下さるような御答弁をいただいております。今度の国民の事態、なまのからだを待った国民の事態、そうしていやでも年をとっていくところのわれわれの人生、好まなくても父を失った母子世帯、孤児、さらに働かなくては仕事のない失業者、仕事はあっても働くからだのない身体障害者、こういうものをお考え参りましたときに、無拠出百十何億の予算を持って出て参りました、さしずめ政府のおっしゃる援護年金の対象というのを見ましても、これを十倍近く考えてもらわなければほんとうにやったということができな

いと思うのでございます。私たちの立場から申しますれば、力のある人ができるだけの力を公的に出して、そして手をつないだブルの中での力のない人を引っぱり上げていくという、この理念の上に立って社会保障というものを打ち立ててもらいたい、こういう気持ちでございまして、こういう気持ちでございまして、御要求になりました三百三十億何がしの予算さても、援護年金だけにしても三分の一に削られたというふうな始末でございまして、むしろやったというところの名目さえ立てばよいのであって、ほんとうの社会保障のねらうところの、やらなければならぬ良心的な眼目というものがはずれておつても、ただこうやくを張ったように申しわけのものをいせよというふうな臭気があるふんぷんといたします。私はこういうことについて、たとえば厚生省は私たちの考えておる三分の一くらいしか要求していらつしやいませんが、その要求額を三分の一さ

らに削られておる。従って常識で考えただけでも十人に一人ぐらいは取り上げてもらえなければならぬというふうな、さしずめの無拠出年金の対象の方方――拠出は別といたしまして――これだけを考えてみましても、非常な政府の良心を疑わざるを得ないところがあるわけですから。従って私はどういふうでございませうけれども、私たちの考えをそこまで押しつけるのは別といたしまして、一つ政府が、厚生省が御要求になりました三百何がしが百十億に削られましたその過程、理由を一応御説明願いますと同時に、減らしたことに得なかつた総理大臣の見解、それから削られた側の厚生大臣の見解、この三者の立場から一つお聞きいたしますと同時に、企画庁長官の立場において、もこれをどうお考えになっておるのか、一つお聞かせいただきたいと思います。

○小山(進)政府委員 事実の問題でございまして、私からお答えいたします。ただいまのお話に厚生省が三百何がしを要求して三分の一に削られた、こういうふうなお考えに基きいろいろ

の御発言があったのでございしますが、これは事実と相違しております。私どもが来年度予算で要求いたしましたのは、大体全部の費用をまじえまして二百億足らずでございまして、これは半分の援護年金の支給費と、それから予算要求の当時にいろいろ考えておりましたかなり大がかりな事務機構を予想した経費でございまして、平年度に直しまして援護年金分だけを考えますと、大体三百五、六十億程度のものであつたのでございまして。従って正味を申しますと、その半分の百八十億程度、こういうことであつたのでござい

ます。今回決定をいたしました予算は、この半年分をとりあえず明年度においては四カ月分だけ実施するということになりましたので、基礎が若干違つておる。従つて平年度で比べますと、大体今回提出をされております予算案によりまして、およそ平年度で三百五億からあるいは十億くらいに伸びると思つておりますが、このくらいのもつと三百六十億程度のものとの違い、かようなことに相なるわけでございます。どういふ点が違つて参つたかと申しますと、違いはすべて、いわゆる所得制限というものの違いでござい

ます。一つは本人の所得がどのくらいあつた場合に支給を受けられないものとするかという点でございまして、これでは若干の違いが出て参りました。それから第二の違いは、世帯の所得をどのくらいに考えるかということの違いでございまして、当初厚生省が要求いたしましたのは、世帯所得百万程度というものを頭に置いて要求をいたしておりましたが、最終決定が五十万程度ということになりましたので、そ

の違いが出て参ったわけでございます。感じをいたしました。それはその決定的に違つたものではない、かような感じの落ちつき方でございます。

○堤(ツ)委員 小山さんとしては、あとと差しきりがある、厚生省としてはあまりほんとうのことを言うに困るというので、むしろ援護していらつしやるのではないかと御答弁のようによに拝聴いたしますが、私は厚生省が御要求をいたしましたのはもつと違つたものだと思つておるわけなんです。所得制限の問題にいたしまして、それから世帯所得の問題にいたしまして、まあその辺で変つてきたとおっしゃいますけれども、たとえば実施の開始の問題とか、あるいは年令の問題とか、金額の問題とか、そうするとその問題では初めから今実際に生じている通りの案しか厚生省自体は御持ちになつておらなかつたのでございませうか。橋本厚生大臣のころからです。

○小山(進)政府委員 ただいまお話しになりました老齢援護年金の支給開始年令、これを七十才とする点、及び傷害援護年金の支給対象をおよそ身体傷害者福祉法による等級の一級及び二級に限る点、さらに母子援護年金につきましては十六才未満の子供を扶養している母子世帯に限るという点、それから金額を、母子年金及び老齢年金につきましては基本額を千円とし、母子援護年金につきましては第二子以降の子供について二百円を加算するという点、並びに傷害援護年金につきまして千五百円とする点、これは終始同じ要求を続けて参りました。私が申し上げるまでもなく、社会保障制度審議会の答申

がそれでございます。答申がありまして与党及び政府におきましてこの問題の検討を始めた当初から、無拠出制の年金については、社会保障制度審議会の答申をそのまま受け入れてやろうじゃないかというので考へられたのでございませう。ただし実質におきましては、社会保障制度審議会の答申では、無拠出年金の支給対象を二百四十万程度と押えており、金額も平年度で三百億を割る程度のもので答申しておりますが、これが明年度において支給対象二百五十七万、平年度におきまして支給金額三百五億あるいは十億程度、かようなことになっておるのでございませう。

○堤(ツ)委員 社会保障制度審議会の答申というもののついては、そのつど私たちが拝見いたしております。しかしこの答申の文章全体を拝見いたしておりますときに、ニュアンスとして非常に幅の広い面を考慮して、いろいろな点から努力されたということが書かれてはありますけれども、しかし、答申をなさつた方々の中には、もつともつと違つた意見の人々もたくさんあるという面については割と盛られておらなくて、むしろ政府に都合のよいような答申案の結論を出して、政府がこれによりどころとされたというところについては、審議会の委員の一人である八木委員からも、この間ちょっと触れられたと思うのでございませう。しかし、そうした進歩的な良心的な人々の意見もあつたということを勘案に入れたときに、厚生省自体としては、長らく厚生省が所管なさつておられるところの国民

民全般というものを見たときに、厚生省が出しておられる白書を基盤といたしまして、この審議会の答申程度を出したもの、ややその総額が五億出たからとか、人数にして十萬ちよつとまだ厚生省の方がましだとかいうような、そういう気休め的な考えで政府がこれと取組まれるというところは、私は非常にけしからぬと思つたのでございませう。初めから、大蔵省あたりから、大きなものを出しても金は出ないぞというふうな、一つがんと金づちを頭に入れておられたようでございます。困るというので、非常に遠慮をしいしのおやりになったのじゃないかと思つたのです。そういう点は橋本元厚生大臣に聞いてみたいと思つたのでございませう。坂田厚生大臣、私たちは非常に不満をいたしておりますが、多分、こういう言葉になるのでございませうが、厚生省というもののへお入りになりました、対大蔵省との関係、それから他の経済企画庁とか、いろいろな日本の台所の財布を担当なさる出する側の厚生省の側あるいは労働省の側というものは、私たちの目から拝見いたしておりまして、ことに文部省というところなどは非常に弱いのでございませうが、いろいろ法案の審議をしていく過程において、大臣は、なるほど厚生省は十分な予算を満足に取つたのだと思ひになったか、一つ私が大臣にかつたのだから、前の大臣は言ひにくかつたかも知れないけれども、一つこのところ五十億がねばつてこようというふうな気持ちになられるようなことがあつたかと思つたのでございませう。今日までの過

程において。

○坂田国務大臣 私就任早々でございまして、すでに私が厚生大臣になりましたときに、百十億という総額はきまつておりましたので、私はこの中にございまして、もし私に許された範囲内において国民のためになることがあるならばというふうなことを考えまして、いろいろ努力をして参つたわけでございます。その中の一つを申し上げますと、たとえば援護年金の場合におきまして所得制限がございませう。その中の均等割の、大体十三万円程度以上の所得のある場合においては御遠慮願うということになっておるわけでございますが、たまたまこれが、老齢者の場合、たつたお一人である場合においては、少ないながらもまあ何とかがやつていけるとしましても、この方が子供たちを扶養していかなければならぬといふような場合におきましては、この苦しい度合いというものがもつとひどくなるということを考えまして、実は子供一人につきまして一萬五千元、もし子供たちが三人ございまして一たなば四萬五千元、つまり十三万円が一つの限度ではございませうけれども、それを加えましたところの十七万円には御遠慮を願うというようにいたしましたやうなわけでございます。これも一つの例でございませう。たとえば生活保護法の適用を受けておられる方々に、国民年金が実質的に及ばない。生活保護法の建前からいたしますならば、年金がつきましてその金が入り、これに対して収入認定をいたすといふやうなことでございませうならば、われわれがかねがね考えております国民

民年金を全國民に及ぼすという趣旨にも当てはまらないのではないかとことを考えまして、その額等についてはいまだ大蔵省と決定はいたしてございませうけれども、しかしながら、この老齢加算あるいは母子加算あるいは障害加算といふものを認めるということだけは、閣議了解を得ておるやうな状況でございませう。この与えられまして百十億の中において、許す限りの国民の、ことに低所得者層に對するだけのことをいたしたいといふことは考えております。将来におきまして、私の力によつてそういう方々に、いろいろ所得制限等がだんだん緩和されていくといふ努力をいたしたいといふやうに、実は私は考えておるわけでございます。たゞ、何を申しまして、全体の予算につきましてこれはきめられたものでございませうので、今直ちにこれを変更するといふわけには参らぬかと思ひますけれども、将来におきまして、私は國のために努力をいたしたい、かやうに考えます、当初厚生省の方におきまして、前橋本大臣等がお考えになられたのも、たとえばこの年齢開始が七十才であるとか、あるいは支給金額が老齢年金の場合において千円であるとかいふやうな基本的な問題については、これはちゃんと社会保障制度審議会の答申もあつたこととございませうから、その通りにきまつておつたと思つたのでありますが、所得の制限等につきましては、やはりこれでは十分ではないといふやうに橋本前厚生大臣もお考えになつて御努力になつたと思つたのでございませう。しかし日本の今日の財政状態を考え合せまして、こやういふ御決定になつたわけであり

ます。しかしこの所得制限等については、将来におきまして財政がよくなった場合においては、この制限を緩和していくというのことに對しまして努力を惜しむものではないと思ふ。

○堤(ツ)委員 大臣の御答弁は、援護年金の場合、事務費も含めて許された百十億のワツクの中で努力できることをしていただきたい、またしてきたと申しませけれども、私の申しますのは、實際援護年金の支給を始めてから未端の町村にいきましたときに、ボーダー・ライン層といいますが、ほんとにわずかしかなかった層が一ぱい捨てられて、なるほど社会党が質疑の際に言ったが、どうしてもこれは實際の面からいうと、隣近所を見渡したときに、この人は捨てておけないという母子世帯やいろいろなものが出てくるわけですね。そういう場合に、厚生大臣の今の御答弁からいえば、そういう捨てられたい人々のために補正予算を組んでも後日追加してもらつたような努力を閣議でなさるか。私は百十億のワツクの中で言っているのではない。そうでなしに、これ以外のものを獲得してでもそういう人たちにこたえなければならぬというくらいに気がまをえていっていらつしやるでしょうか。今日までのところは一応今の御答弁で満足——的は合つておりませぬけれどもこれははずすといひたしまして、いかがでございますか。

○坂田國務大臣 實は衆議院の予算委員会が終つたばかりでございますし、ただいま参議院に予算がかかつておるような状況におきまして、補正予算を今私が出すなというやうなことはちよつと言えないのじやないかと思ひます。しかしながら私が先ほどお答え

を申し上げました通り、これらのことにつきましましては、所得制限等は漸次緩和をしていきたいということから聞き取りただけは、私が何を考へておるかということとは、賢明なる堤さんはおわかりだろうと実は思つたわけであり

○堤(ツ)委員 お立場上それ以上の言葉が使えませんでしたら、私もこれ以上の言葉を求めませんでしたけれども、これは實際援護年金を実施した場合には、町村でんやわんやになることは確かでございます。ここで八木委員と問答になりました過程におきましても出たように、ほんとうに苦勞してぎりぎりの生活をした人が六十五才まで生きるの、週に一回温泉につかっている金持ちの年寄りが、余生を送られて八十まで生きなされるのと、いろいろな例を見ますときに、せめて苦勞した人々が六十五才で死なないうちに年金を差し上げてほしいというのがほんとうでございます。六十九才で老いばれた人と、七十でしゃんとした人とあつて、その七十でしゃんとした人が恵まれた環境の中にあつてもうえ、六十九の人がこじきに等しい生活をしてもらへ、しかも所得能力がない環境の中で苦勞していらつしやるのを見たときに、これは七十才というところに大きな矛盾ができるということになれば、徹底的に考え直さなければならぬ問題が私たちに国会議員の立場として出てくるわけでありませぬ。さしずめ私どもの身辺からでもこういう問題は、遺族援護法や恩給法の実施を見てみましても一ぱい持つてこられるわけです。これをどう解決するかという問題は、やはり貧困ならざる政治によって救うよりほか

はないのでありまして、私はどうしても早晩やり直さなければならぬ問題が出てくると思ひます。

なつて援護年金についての老齢、母子、身体障害者の各三つに分れてのこまかい質問は別といたしまして、今度は拠出年金の方について質問いたしたいと存じますが、その前に世耕さんにお尋ねいたします。

拠出の方は別といたしまして、さしずめここの十一月から援護年金という名の老齢、母子、身体障害者の方々の年金を支給なさる、その総額が百十億ということでございませぬけれども、これは厚生省自体が非常に御遠慮なさつて、そして大蔵省からもうえそうなるものを、大蔵省の省内の空気を探りながら、遠慮しいしお出しになつて、やつとおとりになつたものですけれども、大きな公約をなさつた政府、与党の立場からいいますれば、これは非常に国民をばかにした法案でございまして、私たちはもつともと實質的に出さなければならぬ人がたくさんあるのであつて、百十億という額はけしからぬといふことを言つておるのでございませぬ。そのときに今日の経済企画庁長官の立場において、この百十億というものをどういふふうにか考へていらつしやるか。これも厚生大臣と御就任が一緒でございまして、あるいは問題があるかも知れませんが……。

○世耕國務大臣 お答えいたします。先ほどからいろいろ御高説を拝聴いたしております。男性の議員の方の気のつかぬこまやかな愛情のこもつた諸般の問題についての御説明を承わつて、私は実は率直に申しますが、感激いたしておるのであります。政治はこうあ

るべきだ、現在やっております日本の政治が完全無欠というわけにいきません、至るところに欠陥があります。これを是正する、特にあなたの方のうな女性の立場からこの抜けたところを指摘していただくのが、この議會での一番大きな問題だ、かように考へて私は傾聴いたしております。決してこれはおせじやございませぬ。そういう意味からただいまの厚生大臣とのやりとりのお話は全く同感であります。同感でございますが、ただ予算面から、日本財政の面から見て、果してこの運営が妥当であるかどうかということに對しては、これは政府も反省しなくてはならぬことが多からうと思ひます。

それを金高にして幾ら振り当てたらいいかという緩急そのよろしきを得るといふことは、やはり財布を握つている者の責任において解決しなくちゃならぬと思ひますが、御趣意はよくわかつておりますから、私の立場の経済企画局長官として長期計画の中には——結局計画それ自体は人なんです。いかに国民の生活を安定し、そうして幸福な平和な生活をするかということが根本であれば、當然社会保障の問題も、同時に日常の生活も考へなくちゃならぬ大きな問題だと思ひます。具體的な問題は、数字の点をもし計画的にお話せよとおっしゃるならば事務当局から説明いたしますが、趣旨は全く同感であるといふことをお答えいたしたいと思ひます。

○堤(ツ)委員 そうすると實際と照らし合して、経済企画局長官の立場として非常に少いといふことをお認めになつた。だから今後は御努力なさつて下さるのでせう。

○世耕國務大臣 社会保障ばかりではなしにすべての点について私は不満足だと思つております。現在の日本の政治のあり方、経済のあり方は不満足だと思つております。この点に關しましてできるだけ努力をして御期待に沿いたい、かように思つております。

○堤(ツ)委員 企画局長官の御答弁は、お人柄がらうございませぬからごまかされるのでございませぬけれども、どうも私がほんとうに答へていただきたいところは答へていただいけませんけれども、これ以上失礼しいことにいたします。

その次に厚生大臣と企画局長官とにお聞きをいたします。保険料の問題でございませぬが、全國民を對象として、これは二十才から五十九才までみんなが百円納める。さしずめ四十を過ぎたやうな人たちは保険料を納める期間が少うございませぬが、百五十円というものが書かれておりますけれども、根本的には四十年間みんなが百円納めるという建前をとつております。この間からの八木委員との質疑応答を通じて聞いておりますと、所得のない人、困る人、保険料の納められない人はできないだけいろいろな操作をして、あるいは納めた期間が足らなくとも、いろいろな事情があつて納められなかつた人があつた場合には、情状酌量をして減額の形で年金を支給するとか、あるいはできるだけみんなに年金が渡るやうにする。この間からの答弁を聞いておりますと、ほんとうに納められないやうな人でも救つていくんだといふニュアンスを出していらつしやるわけですね。そこで大臣や政府のおえら方がお答えになるときはそうでございませ

けれども、実際は末端の窓口に行きま
す。これが逆なんです。できるだけ
かにして取り立てるかというこ
にかなければ、特別会計はブルはうま
くいきません。従って役場の窓口や係
官が窓口で国民になさるの、ここで
お答えになった志と反するものができ
てくるわけなんです。納められない者
もできるだけ取り立てる。そしてや
らないぞやらないぞという方針に出て
くるわけなんです。これは今までから見
ておいて官僚のなさることは全部そう
です。それは暗にそういう指令がやっ
ぱり厳密にいわば大臣から出ておるわ
けなんです。うまいことお答えになり
ますけれども、この法案全体を見てみ
ますと、四十年間無事安泰に保険をか
けられるところの階層は四十年後に三
千五百円という最高の額をもらえるけ
れども、しかし保険料を納められない
人にならばなるほど老後は安定を求め
られない。力のない人に限って逆比例
して守れないということになるよう
に、法律全体はやっぱりなっている。
大臣あたりは逆にお答えになっており
ますけれども、そうじゃないのです。
実際の窓口では、納められない力のな
い人はいじめ抜かれたあげく、これは
やらぬぞというところに持っていけれ
る。日本の官吏のやることはきまっ
ておる。百円みんな公平におとりに
なる、この精神がやっぱり先ほど社会保
障の理念を聞いた理由なんです。たと
えば極端に申しますれば、住友のどん
なさんが納めなさる百円の保険料と、
月十日くらいしかない三百六円のニ
ヨンの階層の納める百円と同じにブ
ールしておいて、そして中途半端にし
か納められなかった人は減額というこ

が書いてありますけれども、実際はや
らない方に持っていく。納める力のあ
る人々にこの恩恵を吸い込んでしま
う。といったしますと、これは保険料を
納める力の少ない人が、案々とゆう
と納めておる階層の土持ちをするこ
になる。こういう点はどうして一律百
円ということをお考えになっておる
か。社会保障制度審議会の答申は有業
者百円、無業者五十円ということに
なっておる。いや、その所得をつか
むのに困難だ、その機構をなかなか作
ていくことができない、実態把握を誤
る危険があるのでどうのこうのと
お答えになっておられますけれども、私
ども社会党の立場から言わしむれば、
大体大別して国民を三つくらいの層に
分けて、納められない人とそのボー
ダー・ラインのところ、それから五十
円ぎりぎりの人、それから百円の人、
さらに特別の金を出す人をもう一つ設
けて、それくらいな段階にして、事務
機構を設けなくてもできるような段階
を設けて、力のある人がブルにたく
さん金を入れちゃって、ない人は少
しか入れないけれども、与える年金は
同じだということにならなければ、社
会保障制度の理念に合致しないこと
になる。ですからこれは非常に大事な
ところだと思ふのです。百円均一とい
うのは、私たちがどうしても納得がい
かないのです。たとえば、私は大阪に近
いですが、大阪の道修町のまん中の薬
屋の金持ちの旦那さんや奥さんの生
活を見ていますと、二号さんを置いて、
御隠居さんは毎週歌舞伎座へ芝居
を見に行ったり、温泉へ行ったりして
ゆうゆうと暮らしておる。しかしその
うちに、いわゆるでっちといわれる人

がたさんおって、ばんさんたちがた
くさんおって、住み込みで二千五百円
の給料をもらって、道修町あたり
へ行けばこれくらいが実態です。そう
すると、その道修町のばんさん——
変な関西言葉になりましたからきれい
にいたしますけれども、これが二十一
才になるとやはり保険料を百円納める
ということになりまして。この御覧は
の百円と二千五百円で住み込みの
ちさんの百円を同じようにブルして
積み立てちゃって、これを基金として
半額国庫で出してやるのでしょ。こ
んな不公平な社会保障というものを
持ったから、社会保障の根本理
念を聞きたいと私は言うのです。これ
はもう徹底的に直さないと、おそらく
国民の九十九%が納得しない百円均一だ
と思ふのです。これに對してお考えを
お聞かせ願ひたい。

○坂田國務大臣 實際この国民年金制
度がうまくいくかいかないかというこ
とは、提出年金を基本としてこの年金
を組み立てております私どもといたし
ましては、実際に国民の方々が保険料
を払う能力があるかどうか、少くとも
低所得者層においてこれを払い得る能
力があるかどうかというところが、やは
り一番の問題であります。またその
徴収というものがうまくいかなかった
ならば、年金財政に破綻を来まして、
結局その給付もうまくいかない、ある
いは将来において給付を高めるとい
うようなこともできない、こういうこ
とになろうかと私は思います。しかしな
がら、それをフラット制にやるか、そ
れとも各段階に分けて、金のある人
とない人というふうな数段に分けてやる
かという問題は、やはりこれは別の問

題ではないかと思ふのです。やり方と
しましては、各国におきましてもいろ
いろの方法はあると思ひますけれども、
この額が非常にわずかである、たと
えば三十円であるとか五十円であるとか
いような場合に、しかしながらその
支給内容というものはその必要に
きめられていくということであるな
らば、私はフラットでも何ら差しつか
ないと思ひます。少くとも金を持
たおられる方々というものは、むしろ
庫負担の形においてこれを出していく
という考え方を貫くならば一向差し
つかないのではないかと、本来はその
百円が妥当であるかどうかというところ
に実は問題があるのではなからうかと
いふふうに思ふのでございまして、こ
の額が非常に少ない場合において、やは
り必要に應じたところの給付内容を持
たものが返ってくる、こういうような
ことであるならばいささかもフラット
であること自体に問題はないのではな
からうかとこのように私は考えます。
たとえばイギリスにおきまして、ベ
ヴァリッジ案を見まして、たしかフ
ラット制でやって全部一律にこれを納
める、そしてまた一律にフラットで給
付内容がきめられております。ところ
が今日のイギリスの状況におきまして
は、このフラット制で納めます額につ
いては問題がない、保険料については
問題はないけれども、給付内容につ
いて、これはいささか少ないのではな
いか、こういうような議論が戦わされて
おるといふことを私は聞いておるわけ
でございまして。そういうような意味か
ら考えまして、私は、二十才から三十
四才まで百円、三十五才から五十九才
まで百五十円、この点が妥当であるか
どうかといふことでいろいろ研究をい
たしました結果、この程度ならば妥当
である、しかも、なお、御承知のよう
に、低所得者層においてこれができな
い、あるいはうちが貧乏でどうしても
これを納められないという場合におき
ましては、二十五年からずっとと小刻
みにいたしまして、大体十年最低限保
料を納めていただくならば、少くとも
この年金はもらえる、こういうこと
にいたしまして、大体国民全体につ
いては、三割程度の分は、
考えてみまして、三割程度の分は、
払う能力が非常に困難な人たちとい
うものをあらかじめ予定をいたしてこ
の法案を立案しておる、こういう配慮
をいたしておる次第でございます。

○世耕國務大臣 お答えいたします。
厚生大臣は技術面で御答弁しておる
と思ひます。私は精神面で御答弁いた
します。
精神面でお答えいたしますと、あな
たのおっしゃることは全くその通り
です。私はこの間役所でも言ったので
すが、役人の多くは二、三が四という数字は
知っておるが、二、三が五とか三とか
いう数字は知らぬ。すなわち社会面にお
いても同様な誤差がある。その誤差を
あなたがつつつかれておるのだらうと思
う。その誤差までも計算に入れて正確
な政策ができたなら、それは満点の政策
だ、かように思う。この点についてあ
なたのおっしゃる精神はぜひ生かして
政治面に盛っていききたい、かように考
えております。その程度で御了承を願
ひたい。

○堤(ツ)委員 誤差の方が多いので
ございまして、われわれの人生は二、三
四とうまくいく場合は十人に一人もな
いのです。ほとんどの人がいっておら

ないと、ここに人生の悩みがある。それをやはり政治の中に盛っていかねければ、個人の力ではどうにもならない段階だと思ふのです。従つてそれを私は聞いておるわけなんですけれども、厚生大臣はお人柄がやさしくて上手に答弁をなさる。この間からの八木さんに對する答弁なんか聞いておりますと、上手にお逃げになつて、ちつとも的が合わないのです。こちらの聞き方が悪いのかも知れないけれども、今の厚生大臣の答弁はわからないのです。皆さんおわかりになつたかも知れませんが……企画庁長官は、精神面ではその通りと言われるが、精神面が生きてないのだったら政治というのは要らないんじゃないでしょうか。

○世耕國務大臣 私は、国民年金の問題について、技術面の数字を基礎にして論議なさることは関係当局と厚生大臣のお答えをお聞き願ひたいというところを申し上げた。私は、精神面のお答えを申し上げますが、あなたのおっしゃることは全く同感だ、こう申し上げた、御了解を願ひたい。

○堤ツ委員 私は小山さんにお答えをいたしたくを好まないのです。というのは、小山さんはヴェテランです。して、その専門家になつていらつしやるから、必要でないところまで頭が働くのです。そうすると全く世間から離れた意見になつてしまつてゐるのであります。ですから、私は、大臣や企画庁長官はおなりたてでしよう、そのびつとしたところをお聞きしたいのです。法律というのは、そのびつとした、ぴかつかつくるものを文章の中に生かせばいいのですから、ひねつてひねつてひねり回して、こうなつたからこへき

たというのは、あなた方の言いわけです。そういうのは聞きたくないのです。小山さんのお答えになることはわかつてゐます。大臣の答弁のところが足りなかつたというのは質問した私が一番わかつてゐるのだから、時間かけてお答えしていただく必要はありません。ですから大臣の御答弁は私の質問に對する答弁になつておらないということだけを申し上げて、御勉強を願ひたいと思ひます。

そこで、私たちはほんとうに十万人に一人選ばれて国会に出てきておられますが、国民の実態というものをしっかりと把握して審議しなければいけないと思ふのです。というのは、どういふことかと言ひますと、これを、全國民を對象とするけれども、今の諸制度の對象となつておられない人といふことになりまふと、町村におけるところの零細な商店街、町工場の人々、組合の組織さえも作れないところの一人々々の力の零細な人々、それから農村へ行けば、平均農家反別は六反といふことになつておりますが、この六反を持つておる農家といふものは農村では豊かな方なんです。實際は二反、三反の畑地をたてて暮らしておる農家が、どこの村に落に行きましても、疎閑した人などとも入れましても、このごろでは半数以上もあるのではないでしようか。そういうことを考えましても、農村の現金収入を、百姓の人々がこの制度で得てきましても、ふところどこにだけ入金が入るかといふことを、まじめに考えなければならぬ。私は忙しくて、あまりラジオを聞く時間ありませんけれども、この間ちょっとひねりましたら、婦人の時間にこういう放送をしてお

りました。どういふことかといひますと、實際あつた話ですが、東北へ古着の商人が行くわけなんです、たびたび行つて顔なじみになつてゐるあるおばあさんのところに行きましたところ、その五年生くらいになる孫が、こたつの中へ突っ込まれてふうふう言つてゐる。赤い顔をさせてゐるから、おばあさん熱があるのじゃないか。——おばあさん熱はもう熱があることは知つてゐるのです、なぜ医者に来てゐないのかと言つたら、おばあさんは黙つて返事をしない。そこで商人は、やはり三年くらい前にこの子の姉がこういふような高熱を出して死んだのを思い出して、おばあさんはこのまま子供を殺してしまふのではないかとつと危険を感じたもので、その子供に座ぶとんを巻いて医者に行かうとした。そうしたらそのおばあさんは商人の服を握つて、行かんといひてくれ、実はあなたに教えてほしいのだが、この子の死体検視料と、今医者へ行つて熱を下げるために打つてもらふ注射代とどちらが安いのか。——率直に言ひますれば、死体検視料の方が安かつたら安い方です。済ませたいといふのが、おばあさんの率直な氣持なんです。といふのは子供を医者に連れていくだけの金がないといふことなんです。これは医療保障の問題になると考えますけれども、一応被保険者ではありませんが医者へ行かない。保険料は納めておりながら實際にはかからない。これはしばしば社会党の各委員が質問してゐるところなんです。私はこれが農村の方々の五〇%の実態ではないかと思ひます。現金を持つてないのです。そういうことになりまふと、これはさいぜんの話では

ありませんけれども、金持の御隠居さんや御主人の百門と、農村の二、三反百姓の、子供の給食費はおろか、鉛筆代や画用紙代、あるいは修学旅行にもついていけない人々のことを考えてみたとときに、これを守らなければならぬのは厚生省なんです。この人たちに最もたえななければならぬのは、この国民年金法案なんです。そういうことを考えますときに、實際にこの百門といふものは妥当でないといふ結論を出しておりますから、皆さん方にこういう質問を申し上げるのですが、これはどうしても考え直す必要がないのですか。将来は何とか考えたいという御意向があまりになりまふ。もう一度伺つておきたいと思ひます。

○坂田國務大臣 確かに堤さんの御指摘になりましたように、農村等におきましては、私も農村出身でございまして、なかなか現金収入はないといふところを私も承知いたしております。でございまして、普通の場合でございまして、御承知のように非常に技術的になるかと思ひますが、スタンピング方式をいたしますけれども、信用農業協同組合等に全部の世帯が加わつておられるという特殊のところにおきましては、別な方法におきまして個人徴収をいたすといふようなことにおきまして、一応これが納入しやすいような便宜をはかつておるわけでございます。しかしこの百門をたたいま変えるかどうかといふお尋ねでございまして、この点につきましてはただいまのところこの百門程度でいきたいといふふうにお考えしております。将来におきまして一般の経済状況等も改善をされま

ありませぬけれども、金持の御隠居さんや御主人の百門と、農村の二、三反百姓の、子供の給食費はおろか、鉛筆代や画用紙代、あるいは修学旅行にもついていけない人々のことを考えてみたとときに、これを守らなければならぬのは厚生省なんです。この人たちに最もたえななければならぬのは、この国民年金法案なんです。そういうことを考えますときに、實際にこの百門といふものは妥当でないといふ結論を出しておりますから、皆さん方にこういう質問を申し上げるのですが、これはどうしても考え直す必要がないのですか。将来は何とか考えたいという御意向があまりになりまふ。もう一度伺つておきたいと思ひます。

○堤ツ委員 私は厚生大臣に申し上げておきますけれども、初めから精神を貫いていくということが大切なんです。特別会計をお組みになりますときに、初めの人々がたくさん負担したとか、あとの人がうまいことをしたとかいふような制度であつてはならないのであります。こういう点につきまして社会党の案を御勉強になつていただいたと思ひますけれども、自民党の方々の中には、社会党の社会保障制度は簡単なものですよ、税金を取らんぞ、自民党は何とでもやりますよといふようなことを立憲演説なんかでいひかげんなことを言う人もありますけれども、社会党で出している、お宅の方でいいますところの保険料の百門、百五十円といふ問題は、年金制という形で均等割五、所得割三、資産一という割合で力に依つて一つ取つていこうといふものを出しているわけなんです。やはりこういう正しい考え方に立つて特別会計といふものをだんだん積み立てていくという氣持になつておられたいと、非常に貧乏な人が百門取らねえ金持ちと同じように負担してゐるけれども、三十年、五十年後には特別会計の性質上貧乏人に負担がもつと重くなつたとか、いや軽くなつたといふようなことでは国民全般に對して不公平なわけなんです。これは今まであらゆる制度を見ますと、発足当時に誤まつた点がありまふと、あとからこへきの継ぎ張り

して、年金財政状況がよくなりました場合におきましては、考えてみたい、検討をいたしてみたいといふふうにしてあります。

の弥縫策を講じなければならぬようになつてくる。ですから、これは八木委員も触れたのでございませうけれども、この際実施までにまだ期間はあるのですから、その間に一つ面子にとらわれないで百円、百五十円均一を訂正してもらいたいと思うのですが、これはいかがですか。

○坂田国務大臣 やはり原則といったしましては、この保険料というものは四十年にわたって納めなければならぬということになるわけでございます。いま、これはあまり変更をいたすというやうなことでは、保険料を納める人の立場から考えても悪影響を及ぼすだらうと考えるのでございませう。やはりこれは一貫したものでなければいけないというふうに思ひますので、そこでこの際百円並びに百五十円というものが妥当であるかどうかというところについては、われわれの方でも非常に慎重に実は検討いたしましたわけでもございまして、日本のたゞいまの財政経済の状況であるならば、現実的に申し上げましてこの程度は納められる。そしてまたこれだけのものがなければなかなかあれだけの給付内容というものも持ち得ない、こういう結論に達したわけでもございまして、ただいまこれを検討するということとは考えておりません。

○小山(進)政府委員 どうもお答え申し上げます。堤先生の波長に合ひにくいという御印象でございまして、少し問題の焦点を明らかにしたいと思ひます。先ほどいろいろおっしゃって、おられます保険料の拠出能力の問題は、過般滝井先生がお取り上げになつた問題と全く同じ問題で、これは非常におっしゃる通り大切な問題でござい

ます。私も立案に當つて非常に努力した点でございまして、端的に申しまして、ほかの国にない、かなり特殊な存在であるところのボーダー・ライン階層というものを拠出制の年金制度でどういうふうな扱っていくかということが御心配になつてゐる問題であるわけでございます。これは私と同様に実は先生方も非常にお悩みになつてゐる問題でございまして、これは先生方の案の内訳について正確にお話を承わらせていただいた上で判断ではございませうけれども、大体両方とも一致しております点は、およそ予定される被保険者の中の二割五分から三割程度の人々については、一般に定められたところの保険料を取るものが無理である、こういう判断は両者に共通してゐるやうでございませう。私もそれはそういう判断からいたしました。先ほど来いろいろ御指摘になつてゐる保険料のフラット制度の關係上、これについては免除の措置をもつて臨む、免除の運用の仕方についてはできるだけこれを客観的な基準に基いて行うように、明年一ぱいさらに実態を調査いたしまして、具体的な基準をきめていく。しかし、いづれにしても三割程度の人々については保険料の納入を強制する態度で臨むべきでない、かような判断をしてゐるわけでございます。

それから先生方の案におきましては、これらの人々のうちでも、納められる人々については納められる限度で納めてもらつたらいけないか、逆に、今度所得能力の非常に多い人々からはよけいに納めてもらう反面、ボーダー・ライン階層に近い、もしくはそれに属する人々からもできる限度

において保険料の納入を求めていく、こういうお考えでございませう。これはいづれもあり得る考え方でもございまして、その意味で、その点の問題は同じわけでもございませう。結果としては、その階層の人々には少くとも無理な保険料はかかるぬという点は全く同じになつてゐるわけでありませう。私もそれがただ申し上げたいことは先生方の案のようにお考え願ふことが理想であるということ、私は、私も過般の八木先生の御質問に申し上げた通りでございまして、理想ではあるけれどもそれをやるための道具立てというものは先生方がお考えになるほど容易なものではない。これはイギリスのような先進国でも音を上げて、できないという結論を出してゐる問題なのである、今の段階で私どものごときができるというやうなことをいふ切れる具体的な条件がそろつていない。従つてこれは一つ五年なり十年の時間をかけていただきたい、こういうことを申し上げておるわけでもございませう。

○堤(つ)委員 小山さんのおっしゃること非常によくわかるんですがね。しかしそれは国民から取ろうとするとなさるからそうなるんです。常識的に当然免除の対象とし、そして保険料を納めなくてもよろしいと見なさなければならぬという層に対しては、社会保障の理念によつてすつぱりと政府が国庫の負担なり、また違つたやうな方法によつて連れていくという觀念に立つたら、そんなに大きな事務機構を設けなくたって把握できます。けれども官僚の方の頭というのは、この間もちょっとお答えになつたでしよう、とにかくこの年金がうまくいくかないかは徴収料が

集まるか集まらないかということが生命線だとおっしゃつたでしよう、大臣です。だからそれがちらりと出てゐるんです。だからそのことは、いかに部下に集めることを督促なさるかということが、火を見るより明らかなんです。免除する場合なんかはできるだけ切つていけ、これも免除してやらぬ、これもやらぬということにしていつて、集める方は厳にやろうとなさる。これはここで言つておきますが、将来見てもらふなさい。お宅の末端でやることはきまつてゐるんです。私に言ひしむれば金をこしらへることばかりお考えなんです。集めることばかりで、免除の方へは、あなた方がお思ひになつてゐるやうなあなたか

い志は決して末端には届きません。官僚機構というものはそんなつてゐるんです。三割程度というものを見込みまして、そしてその三割というものは大体免除の線に持つてゐるやうに大きな、寛大な心で、事務処理の面でそれをも下へ流すつもりだとおっしゃるけれども、これはやつぱり特別会計をやつていこうというなら、保険屋と同じ量見ていかなきゃだめですから、一つ国民を見たらだめですかごまかすかして、取り立てなきゃ損だという精神に立つて社会保障と取組んでゐらっしゃるからそういうことになるのです。そんならもので、重箱のすみっこをようじでつつかんならぬやうな階層まで取り立てなくたっていいじゃないですか。私たちに言ひしむれば、その精神がないからそうなるつてくると言ひたいのでありまして、小山さんの事務的な立場からの御説明は一応今までのしきたり

上わかりませう。わかりませうけれども、しかし国民年金という画期的なものと取り組むに當つては、頭を切りかえてもらふわいとかぬと私は思うのですが、大臣いかがですか。

○坂田国務大臣 その点は実は先ほどから私がお答え申し上げておる通りでございまして、堤さんと私全く同感でございまして、それゆゑにこそ、たゞいま小山審議官が申し上げた通り、三割程度の、拠出能力が非常に困難な方々というものを予定しておるわけでもございまして、その方々に対してはなるべく強制をしないという建前をとつていくわけでもございませう。しかしながら、基本的には、拠出制度というものをやります以上は、やはり自分の老後は自分の所得がある時代において非常に無理してでも出していく、こういう考え方がなかつたならば、年金制度というものは打ち立てられないのだ、そうしてその年金制度というものを打ち立てられなければ給付内容というものが改善されないのだ、こういうやうな考え方から申しますならば、一面におきまして、そういうやうな気の毒な三割の階層の方々にはわれわれは親心を示すけれども、一面におきましてかけられるところの能力があつて故意にかけない、こういうやうなことがあつては、先ほど冒頭に御指摘になりましたやうな社会連帯の考え方というものの本質を侵すおそれがある、この点だけが社会保障の非常な意義があると私は思うのでございまして、この面もやはり同時に強調していかなければ年金制度というものはうまくいかない。従つて年金制度というものはわれわれが制度を打ち立てただけで、これが完成するも

それでは厚生大臣と企画庁長官にも
う一言お聞きいたしますが、それでは
国民みんなが百円ないし百五十円――

内という振りかえ支出の財源がございます。その内訳と申しますのは、社会保障あるいは国債関係の支出の関係が

二二が四というのと誤差の問題を申し
ましたのは、具体的に申し上げれば、
今あなたがおっしゃっていた金持の百

の際申し上げたいのは、理想案として、私は社会党の案をとっていきたいと思います。しかしながらいずれに

生方目と通つた數年前の御答を
ただきたいと思ひます。

世耕國務大臣　ちよつとお答えいた
します。四十年先のことで計算しな
す。

くちやならぬのですから、不用意に答弁したくないと思います。それとも一つは、四十年後の日本の社会というものを考えたときに、非常に変化があることも想像しなくちゃならぬ。ただ、今申し上げるという御要望であれば、現在の状況において申し上げるより仕方がない。現在の状況において申し上げるとすれば、今厚生大臣が答弁した以上に申し上げることはできない、こうお答えするより仕方がないのであります。勉強しろという忠告に対しては、十分勉強もいたしますし、また、現在の形において答弁しろというなら、数字は事務局から御答弁申し上げた方がかえって御満足いくかと思えますから、事務局から答弁させていただきます。

○堤(ツ)委員 企画庁長官に申し上げます。九千万国民の大きな台所を預かって政治をするには、やはり長期にわたってある見通しを持たなければ大臣の責任は果せないと思うのです。あしたのことを言えば鬼が笑うという俗な言葉がございませうけれども、それと同じ意味で、四十年後のことは簡単に答えられませんというようなニュアンスの言葉をおっしゃったように思うのですが、今日までの経済の歴史、伝統の上に立った企画庁としての数字的データがあるべきはずだと思うのです。将来はどうなるかわからないけれども、今の数字の根拠の上に立てば四十年後にはこういうものが出てくる。従って、国民年金の支給額はこうあってしかるべきだ、社会保険は今こう出しているが、将来はどの辺にいくべきだということをやはり大臣ともなれば言ってもらえると思うのです。

○世耕國務大臣 答えいたします。お聞き漏らしになったのではないかとこの感じがいたすのですが、最初に私がお答えしたつもりであります。それはこの法案ができる前に実は長期計画をいたしておりますので、長期計画の中にそのこまかい数字を織り込んでいなかったというところをお断りしたい。それについてはさらに企画庁は今日長期計画を立てておりますが、まだ具体案を差し上げるところまでいっておりません。はなはだ残念で申しわけございません。ただこの法案が出るだろうというところを予測いたしまして、その当分の手当をどうするかという問題については、三十年度の振りかえ支出の財源の中からやりくりするように三十七年度までの計画ができております。その三十七年度の振りかえ支出の金額というのは七千二百億の中でこの財政の扱いをする、ごく大ざっぱであります。一応こういう見通しを立てておけるわけでありまして、そのこまかい数字についてはお聞き願いたいのでございまして、事務局から御説明を申し上げます。

○堤(ツ)委員 自民党は去年の五月二十二日の衆議院の選挙に御公約になったのですが、それ以前にも社会保険の面については、やはり鳩山さん時代から触れていらしたと思うのです。従って長期経済計画の中にこれが入れてないというところはふまじめといえますか、でたためといえますか、私はうなずけないと思うのです。長官、この際まじめにこれを織り込んでいってやり直すという建前の上に立ってお考え直しを願いたい。

○世耕國務大臣 一応数字について事務局から御答弁いたします。

○大衆政府委員 ただいま大臣からお話のございましたように、現在政府で持っております長期計画は、一昨年の暮れに閣議決定になりました。その計画を作る際にはこの年金制度はやるという建前になっておりましたが、どの程度の大きさのものかというところが、まだ事務的に判明いたしませんで、長期計画——三十七年度まででございますけれども、その中の財政の支出の大きなワケを考えたわけでございます。行政消費と行政投資と振りかえ支出と三つの分類に分けて支出の規模を考えた中で、この振りかえ支出というのが年金等いわゆる振りかえ所得の支出を含みますから、これを大ざっぱに見当で、一般の財政規模の伸びよりはや大きく伸ばす、国民所得に対する比率をやや引き上げるという形にいたしました。かりにある程度の規模の年金制度が入っても、長期計画の財政の考え方の中に沿うように一応準備したわけでございます。先ほど四十年の問題がございましたが、実は私は私どもとしては一昨年の計画の中にも触れておるわけでございまして、十五年ないし二十年の少し長い日本経済の見通しの作業をやらなければならぬということになっておりまして、これはまだ準備中でございませうけれども、結局国民所得なり国民総生産が十五年、二十年後にどのくらいになるか、経済の成長率が現在の成長率を維持できるか、あるいは将来ある程度低下するところか、これは非常に議論の多いところでございまして、世界各國のそういう見通しの例を、従来いろいろ集めて目下検討しておるわけでございまして、二十年

くらしい例は各國たくさんございましてけれども、四十年となるとほとんど世に例がございませう。非常に長期の経済変化を含みますから、あまり信頼する数字をはじくことができない。この年金制度につきましては、おそらく国民の生活水準が上って、経済規模が何%かの規模で成長いたしますと、一人当りの所得も上昇いたしますし、そのほかに物価水準の変化という問題もございまして、これは長期的に見ますと、世界各國ある程度インフレといいますが、物価の水準の変化がございまして、厚生省の方から私ども伺うところでは、将来国民の一人当り所得が相当向上してくる、平均の生活程度が上って参りますれば、やはり給付の基準等も変える必要が出てくるのじゃないか。あるいはインフレーション——これはなるべくない方がいいわけでありまして、一般の物価水準が変動して参りました場合にも同様な問題が起る。ただ四十年にわたっての正確な経済の見通しというものはできませんので、一応数字は現状から変化がないものとしておいておいて、それが今のうちに所得が上って参りますれば、その状況に応じて修正を加える、そういう計算の建前になっておると私どもは承知しているわけでございまして。

○坂田國務大臣 申し落しましたけれども、大衆所得の能力のある年齢というものを、二十から六十までにいたしましたということがその理由の一つであります。もう一つは、何を申しましたも少し金額でそして高い給付をいうことを頭に置かなければ、年金制度はうまくいかないというような考え方がないと思いますれば、やはり三十年より四十年ということがいえるわけであらう。その点から考へては四十年にいたしましたわけでありませう。

○堤(ツ)委員 御答弁いただいたことに対して、また私の方からもう一度お尋ねしたいこともございませう。それは、ここで一応打ち切りまして、私の質問はなお続けさせていたかどうか委員長にお願いいたします。

○園田委員長 午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分まで休憩
午後一時五十分開議
○田中(正)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
国民年金関係三法案に対する質疑を続行いたします。堤(ツ)君。
○堤(ツ)委員 大臣に引き続き御質問をいたしますが、先ほどの百門並びに百五十門の問題は時間の関係で最後の念を押させていただけませんでしたけれども、大いに精神を入れかえられまして、そして御検討願って、私たちの要望でなしに、国民のほんとうに願う社会保障制度というものを保持していくように努力をしていただきたいと思っております。大臣の立場といたしましては、今のところあれ以上おっしゃるけれども、仕方がないとして、一応次に移らせていただきたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、従来の公的年金制度との調整、整理統合、この問題については二年間の期間に努力をするという言葉が盛られてあるだけなのでございませうけれども、しかし私

たちがこゝに、三日間地方へ帰って参りまして、この国民年金制度というものが上程されておきまして、今公的年度の適用を受けておる人たちが関心を持っておりまして、どういふふうに整理統合、調整をされるのか、うっかりやってもうとあの案なら逆にひどい目にあつて、できない方がましなんだから、このままにしておいてほしいという声が非常に強いのです。これは小山さんにもお助け願つてもけっこうでございますから、大体整理統合、調整はこうした基本線で、大体これぐらいな骨組みで整理統合、調整に持っていくたいと思つておるといふような案がなければ、こゝういふ言葉は使えないと思ひますから、一つそこをはつきりしていただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 何を申しまして、年金制度を始めまして、現在あります公的年金制度との調整、これをやらなかつたならば実際年金を受けられる方々が不安をお持ちになるといふことも当然のことでありまして、いわばこの調整をどうするかといふことは非常に大事な問題であると思ひます。従いまして、私もといたしまして、三十五年度中まではこの具体案を作りたいといふふうを考えておるわけでございまして、そのことはつきりとこの法案にも明文をもつて、やらなければならぬように規定をいたしておるような次第でございます。ただ御説の通り、そのやり方等によりましては非常に困つたような事態も起りかねないのでございまして、これを十分慎重に検討するという意味からも、やはり社会保障制度審議会等に諮問をいたしまして、この答申の結果を待ちまして、そうしてりっぱな調整案をこさえたいといふふうを考えておるようなわけでございまして、先般八木委員の御質問にも、その方式等につきまして各種の方式をお示しいただきましたが、それらも参考にいたしまして、原案を作成したというわけでありまして、おそらくこの内容等について今お答えはできないのではないかとと思ひます。

○堤(ツ)委員 審議会の答申案を見ても、審議会の人もこの問題は非常に困つていらして、たくさんお寄りになつても、今のところ二年や三年でこの案が出そうような皆さんの構想がないように、私は拝見する。今、大臣の御答弁を聞いておりますと、やはり審議会に諮問をして、審議会をよりどころとして持つていきたいという構想だけであつて、持つていらつしやらない。ペテランの小山さんがお立ちにならないところを見ると、これはちよつと壁に突き当つておるのじやないかといふ感じが受けます。そういたしますと、これは非常に無責任なことになりませんが、どういふことでしょうか。

○小山(進)政府委員 前会八木先生の御質問の際に、大臣からお答え申し上げた通りの経緯でございますが、先ほど堤先生が仰せられましたように、将来国民年金制度と他の公的年金制度との調整を考へる場合におきましても、常に二つのことが念頭に置かれなければならないと思つております。一つは、調整をすることによつて、制度がいろいろばらばらになつておるといふだけの理由で、国民のうちに年金が受けられなくなるような者がなくなるようにするといふことが一つでございます。

それからもう一つは、御指摘のように、整理統合をすることによつて、それぞれ年金制度が今まで持つておりました内容が、悪くなるというやうなことがあつてはならぬといふことでございまして。

そういうやうな基本的な原則を頭に置いて考えます場合におきまして、将来の年金制度を被用者も自営業者も一本にまとめた国民年金制度という形で処理するか、あるいは制度としては、被用者の系統に属する年金制度と、被用者の系統に入らない年金制度である国民年金制度とを並立させておきまして、両者の間に調整をはかることによつてこの問題を解決するか、どちらの道をとることが適當であるかといふことにいつて、実は今なお審議会においても大きく意見が分れております。それでこの点にいつては、実はこの間も申し上げたように、どちらかといふと、八木先生とかあるいは私たちが考へておる考え方は、社会保障制度審議会では少数説でございます。一般の意見は、この際、やはり被用者年金の系統のものとしからざるものと別立にしておいた方がよろしい、そして通算の方法を考へることがよろしい、これが大体今日のまでの結論でございます。従つて私もとしては、この結論に従つて何とか通算の方法を講ずることによつて、国民のうちに、制度が分れ分れになつておるために年金が受けられなくなる者がないようにいたしたい。

その具体的な方法としては、先ほど申し上げましたように、社会保障制度審議会できちつと年々年金といふものを一つ提案しております。これについ

ては、技術上むずかしい点はいろいろございましてけれども、うまくこれが解決いたしますれば、確かにそれぞれの年金制度における過去の期間が全部生き、これから実施される国民年金の期間も完全に生かされるという特徴がありますので、何とかこれをもとにして解決していきたい。その解決をいたします時期は、おそらく次の提出制の年金の発足時期であるところの三十六年四月一日までにいたしたい。残る問題は、あのじゅずつなぎ年金の方式によります。これは、この前も申し上げたことでございますが、現在被用者の妻になつておる人々に対する遺族年金なりあるいは傷害年金といふものが、十分に整つていないという点をどうするかという問題が残るわけでございまして、その問題をどういふふうにするかといふことについては、今日までのところ社会保障制度審議会におきましてもまだ何らの対案が示されておりませんけれども、この点はやはり来年度の課題として早急に検討してみようじやないか、こゝういふ考え方が社会保障制度審議会の中にも非常に強くございまして、私ももちろんこれらの人々と一つ相談をしながら、何とか通算問題を解決するときに、あわせてこの問題にいつて対案をまとめた、かように考えているわけでございまして。

○堤(ツ)委員 この間八木委員も触れられましたように、徴収をうまくやつていかなければならぬとか、非常に目ざめた一人々々の自主的な協力がなければならぬといふやうな点を御回答になりましたが、その通りでございます。ところが国民の協力といふことになつて参りますと、二十才以上

の全國民を対象として出したからには、今公的扶助をいろいろと受けておる人たちが納得のいくところの協力ができる体制が立てられなければ、とにかくそのうちに考へるから、そのうちに整理統合していくんだから、かけるものだけ先にかけよと言つたつて、これは今までかけたものがかけ損になりはしないかとか、でこばこをどうしてくれるとかいふことで、既得権とこれから問題のつなぎ合せといふことになる、金額の問題よりも制度自体の今後の確立しないいろいろな要素に対して不安を持つて、二十才以上の國民を強制的にやつても金が入らないことになる。そうすると、これは徴収はおろか、もっと精神的な協力体制もできないといふことになる、國民全体を対象にした国民年金といふことは言えない。やはりこれをお出しになるからには、整理統合、調整といふことについて、不満足ではあるけれども、大体の骨組みがこの中に盛り込まれておるといふものでなければ無責任なことになる、私はこゝう思ふのですが、大臣、その辺いかがでございますか。

○坂田国務大臣 その点はまさにその通りでありまして、できるならばこの法案に盛りまして、そうして御審議をわすれなかつたわけでございまして、ただいま小山審議官から申し上げました通りの経過でございます。今日提出できなかったことをまことに遺憾に存じておる次第でございます。しかしながらとにかくこの法文におきましても、これをやるということはつきり明記いたしておりますので、すみやかに制度審議会におきましても御審議を願ひし、またわれわれの方におき

ましてこれに対する考え方をまとめまして、そうして一日も早くそれを国民の前に明らかにして、この拠出制度が実施されます場合において、徴収等についても御協力を願う体制を整えなければならぬというふうな考えておりますし、現在公的年金制度を受けておられます方々に対してもそのようなことを明らかにすることが、やはりこの国民年金制度を国民のものにしていくというこの上に大事なことでと考えておるわけでございます。

○堤(ツ)委員 大臣にもう一つお尋ねしておきますが、この国民年金特別会計というものを一応プールを始めて、そうしてみんなが入れ始めて整理統合の段階に入っていく際に、今までの公的年金制度を受けておる人たちが積み立ててきた会計がおのおのございますね、こういうものは将来どういうふうな持っていくべきだと大臣は考えておられますか。

○坂田国務大臣 その点につきましては、具体的には今申し上げましたような経緯において結論を得ておらないわけでございますけれども、やはり現在でございますところの公的年金の制度については、そのおのおのができましたところの目的なりあるいはまたその改革なりがあるわけでございます。またそれらの年金にお入りになっておる方々が、多年積み重ねられてこれらしたところのお金というものを対しましては、十分これを尊重いたしまして、そして掛捨てにならないような考えで参らなければならぬ、そういうふうな考え方で原案を作りたい、かように考えておる次第であります。

○堤(ツ)委員 そうすると、今までの

公的制度の対象となっておる人たちの積み立てた財政的なものは、建前として一般国民年金の中に——これは一つ性格も違いますが、大抵の建前としてはこちらの中に一緒にほうり込んでしまつて、という考えですか。

○小山(進)政府委員 先ほど来申し上げている言葉の中に、調整という言葉を使つて統合という言葉を使つてきた理由も、ただいま先生御指摘の点がありますので避けて参つたわけでございますが、果して将来国民年金と他の公的年金とを形の上で完全に統合した一つのものにする事ができるかどうか、あるいはいかにどうかということ自体が非常な問題でございます。それではこれを統合するということは財政面から見ますならば、同時に特別会計においては従来積み立てた金もその通り一本にしていく、こういうことになるわけでございますが、かりに統合し一本にするということになるといたしまして、その際におきましては、統合されるすべての制度についてあまりひどい損益の立たないように調整をしないかなければならぬわけでございます。制度によつては十分に積み立てをしてきたという制度もありまして、また制度によりましては非常な積み立て不足のままでござつておる制度もございまして、これが単純に合体するということになりますと、完全な積み立てをしてきた制度が非常に損をし、そうでない制度が得をする、こういうことになりまして、当然そういうことのないような用意を要する、かようなことになると思います。

○堤(ツ)委員 非常にむずかしい大きな問題が残つておるわけでございまして、私はやはりこの点を一番案じておるわけですが、ただ審議会の諮問にまかせるということだけで処理ができるかどうかということですね。

○小山(進)政府委員 私の申し上げ方がやや控え目であつたのでございまして、大体こういうふうにお考えいただいて間違いないと思ひます。国民年金制度とほかの制度との扱いにおいては、一応ほかの制度と国民年金制度が並存するという建前で調整が行われる。しかしその場合にはどうしても通算の道は考えなければいけません。通算の道につきましては、社会保障制度審議会が一応案を提示しておりますので、今度はこれを参考にいたしまして、政府部内で早急に技術的な検討を終えまして、実施可能な案にまとめ上げて、これを社会保障制度審議会に諮問をしてさらに検討してもらつて、その結果到達いたしましたものを、もとにして、三十六年の四月一日にそれが実施できるように法的な措置を講じていく。

それからもう一つの問題でありますところの、公的年金制度の適用を受けている人々の妻で無業であります人々、あるいは被扶養者であります人々の扱いをどうするかという問題につきましても、仰せの通り社会保障制度審議会はまだ積極的な対案を示しておりません。しかしこれは非常な問題でございまして、私どもとしては今度はわれわれの側から問題の一つ持ちかけまして相談をして、これもでき得るならば三十六年四月一日に間に合うようにいたしたい、かように考えている。

○堤(ツ)委員 今小山さんが配偶者の問題、被扶養者の問題のところにかかれたわけでございますから、そこに進みたいと思ひますが、その前に大臣に一つ念を押しておきたいと思ひます。これは、今小山さんのおっしゃいましたように、ほんとうに保険料を納めさせると、調整がつく自信のあるものにして、国民に責任を持つて呼びかける準備ができるかどうか、その信念のほどをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほど来私が申し上げております通りに、この年金制度がうまくいくかないかというそのかぎは、実を申し上げますと、この通算の制度がうまくいくかないかにかかっていると思つてございまして、私はこの三十六年度から徴収を開始いたしますまでは、自信を持って皆さん方の御納得のいくような調整の道を講ずることができると信じております。

○堤(ツ)委員 それじゃできなだときには大へんですから……。その次に、今の小山さんがお触れになりました配偶者と、この間八木さんもちよつとこれにお触れになりましたけれども、被扶養者の問題でございまして、ことに配偶者の問題です。任意とする、そういたしますと、私たちの常識で考えますと、任意に入れる人々の任意に任せておける配偶者という人々を考へますと、これはやはり入る人というものが保険料を納める余裕のある人ということになってくると思つて、そうすると、やはり老後の保障にいたしまして、いろいろな面から

考えて、余裕のないぎりぎりの生活をしておる人たちが、任意の形であるならば入れないことになってしまつて、ほんとうに対象としたい人々がならぬ。しかも二十才以上の全国民を対象とするならば、一人前と奥さんを見るならば、これじゃ少し憲法にさへ抵触するのではないかと思つてございまして、いかがでございませうか。

○小山(進)政府委員 まず憲法との関係でございますが、この扱いは決して女性に限られておるわけではなくて、男女平等でございまして、もし男性が被扶養者である場合には同様に、公的年金の面においては女性が表に現われて、男性が陰に隠れる、こういうことになるわけであります。

次に、憲法の問題は別といたしましても、確かに仰せの通り問題があるわけでございます。現在の公的年金制度においては被扶養者というものが年金制度の中では常に陰の存在になつておる。それをどうするかという問題があるわけでございまして、ただこれは単純に、それじゃ一つ全部国民年金の中に入れてしまふことが絶対に正しいのだ、実は私もどちからかという、入れていることが適当だという判断を今でもしているものでございまして、それじゃそういう考え方が絶対に正しいのかといわれれば、そうとも言い切れぬといふ反省もしているわけでございまして、これは堤先生よく御存じのようすに、既存の公的年金制度の方面で解決するということになりますと、そのもとになりまふ保険料におきましては、半分だけ事業主の負担がある。従つてその面からいいますならば、むしろ公的年金制度の適用を受けておる人々の

配偶者とか、あるいはその他の被扶養者の問題の年金的な保護は、公的年金制度を調整するという方がよろしいという議論もあり得るわけでございます。そこらの点をどうするかという点につきまして、先生御存じの通り、文字通り同じくらの意見があるわけでありまして、学者の中にも意見は分れておりますし、実際家の中にも意見が分れております。そこらにはもう少し時期をかけて討議をして、機が熟するのを待っていかなくちやいかぬ、こういう事情になっておるわけでございます。

○堤(ツ)委員 なかなかむずかしい問題でございます。御苦心のほどはよくわかるのでございますけれども、しかし私は、先ほども申し上げましたので、どういふようでも、こうした場合に一人でも振り落していくという考えに立つか、一人でも大ぜい連れていくという精神に立つかによって、非常に結論が早く出る場合と出ない場合とあると思ふのです。營利を目的とするものでございまして、一人でも振り落していつて、取り立てることを中心とするという考え方に立つてしるものもよろしいですけれども、一人でも大ぜい連れていかなければならぬ建前のものならば、そちらの方に踏み切つてもらつた方がよいと思ふのです。そういう考え方に立つて今後一つ考えていただきたいと存じますが、大臣いかがでございますか。

○坂田国務大臣 大休年金制度を打ち立てますことが、一人の貧乏人の方もなからしめるという精神に立つておるわけでございますから、国民年金とはかの年金とを通算する場合におきまし

ても、お説のような考え方で持つていかなければならない、そういうふうに考えております。

○堤(ツ)委員 これはこの問題だけではないに、国民年金法案に貫いた精神でございまして、これを貫かれたら今小山さんの言つていらつしやるような微妙な点、ちよつとのところ、当然救わなければならぬところを振り落していくというようなところにはいかないと思ふのです。これは調整、整理の場合にも出てくると思ふのです。今公的年金扶助を受けておる人たちだつて、決してゆうゆう楽々とやつておる人たちがありませんし、どれもこれも完全なものじゃない。ですからできるならば、今のこういう制度が、こういう形であつたときにはほんとうに理想的であつたらうといえるところまでに見立ててあげて、貧しい制度をよりよいものにしておいてから、国民年金制度の中にその理想に近いものを整理、調整してあげるといふような親切があるのと、不完全なものをやつていくついでに、一つこまかしてしまふという行き方と、非常に変わつてくると思ふのです。やもすれば官公庁の方々と申し上げると小山さんに悪いですけれども、今までのあらゆる制度を運営していきなされる精神なり実際の事務上のあり方というものを拝見しております。と、なるべく国民を悪いものと見て、そうしてできるだけ過酷に過酷にと持つていきなされることが多いのです。その端の端のものが、何べんも申し上げまされども、遺族援護法なり復活した恩給法というのを見るとわかりませんが、同じ村に同じような例があるのに、ちよつと違つただけでその子が捨

てられておる、そういうのがいまだに私どものところに、月に十や二十は来るのです。恩給法を復活しますときの精神そのものが、私たち何べんも言わしてもらったのですが、いけないのです。目に見えたものが、当然捨ててはいけなものを捨てなければならぬ経済事情に迫られて、遺族というものを切つていったのです。ですから何べんか改正をして拾ひ上げても、まだ戦争のために犠牲になつた遺族が残つておる、孤児が残つておる、年寄りが残つておる、というような問題が一ぱいあるのです。これとよく似た問題でございまして、一つ整理、調整をなさる、そしてこの配偶者の問題なんかをお考えになりますときは、重ね重ねではございすけれども、そうしたあたにかい方にものを考えていただきたらいい、こう思ふわけです。

次にお尋ねしたいのは、八木さんが全部触れておられますから二回にわけておられますけれども、ところがそれが片がついておらないのです。というのは、母子と遺児の問題でございます。これは私たち子供を持つておりますからよくわかりますが、坂田さんもお子さんをもちださうと思ひます。それは貧しいお宅じゃございせんから、そういう悲惨な話はいかがかと思ひますけれども、男の方は妻を持つていらつしやいますと、みんな未亡人世帯の候補者でございまして、御主人がいつ何ときひつくり返らないとも限らない。どんな偉い大臣であろうが、線路工夫であろうが、炭鉱夫であろうが、御主人に先立たれるということは妻が考へておかなければならぬ問題です。従つて候補者になるんです。その

とき實際問題として、これはあとから援護年金で触れなければならぬが、十六才以上の子供があつたらやらないというようなおつちやいませが、お宅のお子さんが十六才になつて、そのお子さんが残つたとき、妻が一体生活ができる、やつていけるとお考えですか。援護年金の場合に出てきますが、両親の場合、父親に先立たれてお母さんが残つてゐる方がましだ、それじゃ父親も母親もなくなつたところの、おばあさんや兄弟しかいない場合を検討して参りますと、母子のあるところの世帯に、たとえば二千元なり三千円なりのものを差し上げるとすれば、その一・五倍や二倍のものを差し上げないとやはり食えていかなうというのが、その子の突進だと思ふんです。ところが目に見えておりながら、親類縁者をたよりとして、はたの制度で救つていけばいいんだから、今度の建前からはずして母子世帯と見なすといふような苦しい答弁をしていられますし、大臣は、これを拾うつもりはないかと言ひましたら、拾わぬとおつちやつた。これはむごいお父さんばかり二人そろつておられると思つて私は聞いておりましたが、そういうことが突発したときに、お互いの家庭を考へてどうですか。わずかのことで建前から親類縁者にたよらせることを建前とするとか、それをはたの公的制度で救うとかおつちやいます。そうした孤児が公的公的完全な救われておりますか。たとえば義務教育制度で中学までは何とかなるといたしまして、しかししたの施設なり、それからあらゆるものが完備してありまして、その孤児に対して公的公的責任があらゆる角

度から完全に打ち立てられて予算の裏づけがある現在であるというならば、政府の言ひのそれはできるでしょうけれども、ネズミのようにあちらこちら引つづけてきたものをつけたし、辛うじてその子が成長期を送らなければならぬということが目に見えておつて、あらゆる公的扶助で今救えておらない現状の中で親類縁者をたよつてやれとか、兄弟がかせぐだらうとか、おばあさんがどこからかあらうだらうといふやうなことを當てにして、その子供を國家が見ないで捨てていくといふことになりまして、これは国民年金から取り残されたお氣の毒な人だと思ひますが、どう思ひますか。

○坂田国務大臣 今仰せの通りに、両親をなくした子供さんという非常にかつことの認識につきましては、私堤委員と同感するものでございす。しかしながら年金制度そのものが、ことに今度の拠出年金の建前といたしましては、あくまで所得保障という一つの限界がございまして、所得ある者から保険料を取り上げて、そうして所得ある人の老齢になつた場合、あるいはまた障害を受けられた場合、あるいは母子家庭になられた場合に対して、その生活の一部を保障していくという、この建前から申し上げますならば、やはり両親をなくされた子供さんそのものにつぎまして、少くともはかの老齢者であるとか、あるいは未亡人であるとか、あるいは障害を受けられたその人と同じやうにまでやらなければならぬかといふところに、やはり建前としまして問題はあつたとは思ひます。私はいはより出すべきだとは思ひ

ますけれども、しかしその額をどういうふうにきめるかというところには多少問題が残るというふうには、私どもは考えておるわけでございます。それらの点につきましては、あるいは弁解がましくお聞き取りになるかもしれないけれども、やはりその他のいろいろの公的制度の中において、公的扶助等においてこれを守っていくというところでなければならぬと思うのであります。むしろ欠陥があるとするならばその体制が完備していかない。しかしその欠陥も完備していくというところが社会保障制度を進めていきます場合において必要欠くべからざるものであるというふうに私たちは考えるわけでございまして、実を申しますと、日本のような貧乏な経済の中においては、むしろいゆる保険料を納めて社会保障制度をやっていくというような所得保障の拠出年金というようなものを一面において推し進め、あるいはその前提としての医療保障という意味において国民皆保険というものの柱を打ち立てていくということも必要であるけれども、それと同時にやはり日本のような貧乏な経済の中においては、どうしてもなおかつ転落していく、あるいは貧乏になっておるというこの現実というものを無視するわけにはいかないもので、たとえば生活保護法であるとかあるいは身体障害者福祉法であるとか、あるいは社会福祉三法というものの重実整備ということがやはり社会保障制度の中において大きなウェイトを持ってくる。さらにまた言葉を継いで言うならば、それを包むところの日本経済というものの成長をはかっていく、こういうことでなければならぬというふう

うに、冒頭に申し上げた意味は実はここにあったわけでございます。

○堤(ツ)委員 所得保障という建前がじゃまをしておいて法的にそれがつ合わないのだというお考えでございませうけれども、私はそれならそれで拾っていくところの言葉を挿入することができると思うのです。今の日本のような近代国家でありながら、ほんとうに子供たちに保障できない貧しい制度です。これもこれもみんな短かいんです。少々ありましても不十分なんです。そういうものは目に見えておるのですから、親に付随した子供たちというものは、やはりこういうものの中で拾っていくという精神になっていただくことがいいんじゃないか。それこそ面子にとらわれないで一つ助けていってはどうですか。大臣、そういうことはどうですか。

○小山(進)政府委員 ただいま大臣がお答えいたしましたように、額をどうきめるかというところについてはいろいろの考え方があろうと思ひます。この案をまとめます場合の前提になりましたのは、繰り返して申し上げましたように、社会保障制度審議会の答申でございまして、答申は御承知の通り、老齢年金と母子年金と障害年金の三つしか設けていないのでございまして、なぜ設けていないかといふことは社会保障制度審議会の方々がいろいろ御検討になった場合に、まずさしあたりの国民年金としてはこの三つだけくらいしかねえなだらうというふうなことであったわけであります。この基本的な点は私どももそう判断せざるを得ない、こう考えておったわけであります。が、しかし何とか将来伸びるための芽

を作っておきたいという考えからいたしまして、遺児年金と寡婦年金を入れたわけでございます。そういう事情がございまして、勢い額等の点が不十分なものになったということにつきましては、御指摘の通りと思ひますけれども、これは将来条件が許すようになりまして参りたい、またそうすべきものだ、かように考えているわけでござい

ます。○堤(ツ)委員 ちょっと私の順序が不同で、質問の性質が違っておそれ入りますが、特別会計の積立金の用途については、これも先ほどの整理調整と同じように、抽象的な言葉で、明白に書いてありません。こうした零細な人たちのふところから集めた金は——今までの政府が使用していらしたる郵便貯金とか厚生年金積立金のたぐいを見てもおぼろげに、私たちが社会党はいつも使ひ道について御忠告申し上げたり質問をしたりしておるのですが、ああいうものと将来の行き方を照し合せてみますと、今後これをどういうふうにお使いになるかということに対して危惧を持ちますとともに、国民はこれを非常に有効に使ってほしいという希望を持っておると思うのです。それに対して大臣の頭の中では今日もはや具体的な考えがなければいかぬと思ひます

が、いかがでございませうか。○坂田国務大臣 国民の零細な保険料並びに国庫補助によりまして積み立てられた金というものは、今後相当膨大なものになるかと思うのであります。この膨大になりました金をどう使うかということは、われわれがいたしまして最も関心を寄せなければならぬ点だ

と存じます。従ひましてこれを全部が全部私たちが意図しておりますところの保険料を納められた方々に、直接還元をしていくというところは望めないといひたしまして、少くとも保険料分——保険料を積み立てられましたその上に、保険料の半分を国庫負担をするわけでございしますが、国民の一人々々が積み立てられました保険料分については、少くともこれを還元するといふことは、私たちが考えなければならぬ点ではなからうかと実は思っておるわけなのです。この点については、ことはできませんけれども、私どもの頭の中にあることは、やはりそれは地方におけるところの養老施設であるとか、あるいは傷害を受けられた方々に対する施設であるとか、あるいはまた母子家庭の養育であるとか、あるいは病院であるとかいうようなものに、還元融資をしていくというものでなければならぬと考えております。

○小山(進)政府委員 ただいまお答えを申し上げたようなことでございまして、なお若干補正させていただきますが、なお若干補正させていただきますが、現在預金部資金と合せて出します分は、現在の預金部資金と同じ方法で運用いたします。それから保険料として集めましたものの全部を自主運用をいたしたい。預金部にそのまま投入するというでなくて、しかるべき運用機関を設けてその運用の機関によって全額を被保険者のために最も有利であり、かつ安全で確実な方法で運用していきたい、かような考えでございまして、運用の用途といひましては、これは何分相当巨額

の金でございまして、おそろく保険料として納められました金の半額もしくは七割程度は、やはり預金部資金が運用するであろうような方面のうちで、最も有利なものに有利な条件で投資をする。残りの部分につきましては、そのうちの一部を還元融資というふうな形で、大臣が今御説明申し上げたような運用をしていく。なお一部については、たとえば株式その他ある程度実質的な価値を維持し得るような用途に運用したい、こういうもろろみを持っておるわけでございしますが、これはすべて特別会計法を制定いたします場合に、特別会計法とそれからそれと別の法律をもってきめるということになりますので、おそろくこの問題については、結末がはっきりいたします時期は、おそろく場合は三十六年度の国会の際、でき得るならばもう少し早い機会にその点をきりきりいたしたい、こういうようなことで現在大蔵省その他と折衝しているというふうな事情でござい

ます。○堤(ツ)委員 今の御答弁で大体大臣並びに厚生省の御意向を拝聴したわけでございまして、しかし在来の大蔵省の行き方を見ますと、厚生大臣並びに厚生省自体はそういう考えをお持ちになっておりましたも、大蔵省自体が握ってしまつて放さないという考えの上に立つて従来やられてきたことが多々ある。一応御答弁をいただいて、それならけこうで、まあまあということが言えるようにも思うのでございまして、実際の場合に厚生省がそれをやれるかどうかというところに、失礼でございまして、国民は保険料としてかけますからには、

合にその言葉を使ひまして、原則的にはそういう言葉を避ける。この点についてはは公けにいろいろの案が出ましたたうちで、現在政府の案が一番初めに障害という言葉で努めて置きかえるといふふうにしたわけでございまして、なお今後とももし適當な言葉があり、概念内容が乱れるということでないようでありますならば、御趣旨の線に沿つて考えるべきものだといふふうに考へております。

○堤ツ委員　これはやはり全国民を対象として公平な制度を作つていこうというのですから、その人たちが持つておるマイナスというものは、まともな人、マイナス以上の人がやほし手を引きいていくのですから、こういう言葉を極力避けていただいて、近代的なものにしていただきたい。どうしても障礙という言葉を経法的にとらざるを得ないというようなことになつてくるとおっしゃいますけれども、それはやはり明治、大正、昭和の初めにかけてできた既存の古い法律というものに準参考にして、できるだけ古いものに準拠しようという精神をお持ちになるのかと思つたのでございまして、これは戦後十四年目でございしますから、頭を切りかえて一つ今日の思想にマツチしたものに法案のスタイルというものを考へていかなければならないのだ。そのやりかえができておらないから、併つてこの不具、廢疾、援護という言葉は言葉が平氣で出てくるのだと思います。一つこの点はくれぐれも、数多い方々でございしますので、同じ作るならば毎持のよいものを作つていただきたい。

このようにお願いをしておきたいと思
います。

それから援護年金という言葉が使わ
れておりますので、援護年金という言葉
を使つて質問するより仕方がござい
ませんが、八木委員もお触れになりま
したけれども、母子世帯千円、老齢千円
それから身体障害者千五百円というこ
の月々の金額は、いかにしても常識を
割つておる。これは社会保障制度審議
会の答申案を拝見し、政府の千円にな
りました根拠というものを拝見いたし
ますと、これは私も承知しております
ように、農村において生活保護の対象
となつておるところの老人一人暮らしの
基準が二千円であつた。その半額と
みなして千円というものを出した、こ
うおつちやつておりますけれども、実
際大臣なり小山さんが七十になられて、
農村で身寄りのないところの一人の老
人となつて暮らされたときに——よそ
へ寄宿している場合は別だと言つてお
りますが、そういう場合に千円のおく
れおくれの生活保護の金をもらつて生
活してみたときに、その生活程度はど
んなものかという御想像をしていらつ
しやるかということ、一べん聞いて
みたいと思つたのです。千円をよりど
ろとしておられますけれども、もし千
円の生活保護をもらつてゐる——二千
円の半額としてお考えになつてゐるの
ですが、二千円の生活保護の生活とい
うのはどういふものか。自分がなつた
としてお考えになつたときに、そんな
よりどころにしなければならぬ二千円
だと思つていらつしやるのだらうかと
いう疑問を私は持つてゐるわけです。
一つそれはどうでございますか。

○坂田国務大臣 ただいま堤先生の最

初めの段のお話でございますが、障害の
方は千五百円でございます。それから
確かに生活保護法の基準といたしまし
て、大体それが二千円、その半額
だ。一体君は二千円で老人になつた場
合にそれをどう思ふかという御
質問でございますが、確かに今日の生
活状況の中において二千円で暮らして
いくということが大へんなことは、堤
さんが御指摘になられたと同じような
考えを持つておるわけでございます。

ただ私どもといたしましては、全部こ
れでもつて生活する、全部をまかなう
のだという考え方はなくて、やはり
その生活の足しにする、こういう考え
方でございます。そういうような考え
方からいたしまして、抛出年金の場合に
おいても三千五百円というふうにきめ
たわけでございます。そのいわば経
過的あるいは補完的な考え方から無抛
出制というものをわれわれが打ち立て
たわけで、それを七十才から実は千円
ということにいたしましたわけございま
す。もちろんこの額をもう少し高くす
るといふことは望ましいことではござ
います。しかしながらこれはやはり日
本の置かれております経済等も考え合
せまして、このような額にいたしましたわ
けでございますが、社会保障制度審議
会の御答申におきましても、やはりこ
の額は千円ということになつておるよ
うなわけでございます。

○堤(ツ)委員 二千円が生活保護費の
基準でございますから、私もその支給
される千円が生活費の全部であるのか
どうかという質問をしておるのではな
いのでございすけれども、私は、今
日政府が実施しておる生活保護は、農
村における老人一人暮らしの二千円とい

うものに基準を置かれたけれども、そ
の二千円というものは非常にひどいも
のであつて、決して長生きしてよかつ
たと言つて年寄りが喜ばなければなら
ぬようなありがたみのものはなつてお
らないといふことを言つておるわけ
です。従つてこれを基準として出されて
は困る。この老齢に準じて母子世帯も
子供があるのに千円、これを基準とし
て身体障害者をきめられておるとい
ふことになりまして、政府の支給なさ
る七十才の老齢ということになりまし
と、これは必ず七十才以上になります
と、何となく一人こゝろといかれるか
かりませんから、やはりだれかがそば
におつて、しよつちゆう気をつけてお
らなくちゃならぬ立場の人だと思ひま
す。それから子供は十六才の年齢を切
りまして母子世帯ということを出し
て、そして第一子は勘定をしない。
第二子から子供の額をあれししてお
ります。

〔八田委員長代理退席、田中(正)
委員長代理着席〕

しかしこれも千円ということに準じて
きめられておることになります
と、これは身体障害者にいたしまして
も、必ず常時介護を要する人たちが
いふものがいるといふことを考えま
すときに、常にこの人たちが一人と勘定し
てあげることはお気の毒なんです。母
子世帯にいたしまして、老齢にいた
しまして、身体障害者にいたしまし
ても……私はどうしてもこれはやは
り年齢を六十五才なり六十才なりに引
き下げる親切がほしいと同時に、その
金額につきましては自民党さんも政府
も面子を捨てて、どっかから金をやり
くりをして、どうぞせめて社会党案の

三千五百円というものに歩み寄つてい
くのでなければ、二千円なりせめて二
千五百円というところまできめてもら
なければ——生活保護基準費の半額と
いわないで、そこまで持つていって
らわなければ、憲法の精神に近い保障
といふものではないのではありませんか、
こう思ふのでございます。これは八木
さんも繰り返し繰り返し言われました
が、政府はやわらかくおつちやつてい
まして、厚生大臣はがんとして、こ
の年齢の修正をしたり額を訂正したり
なさるようなお気持があるようには見
受けられません。しかしそれだけに
お重ねて、何とか一つ社会党案に歩
み寄つてもらいたいという気持を持
つて——一番大きな点でございますが、
これは一つ何とかならぬでしょうか。

これを一つ何とかなさいますしたら、大
臣はもう任期中何もなさなくても、
私はこれだけでも大臣を見上げたもの
だと思つたのです。遊んでいらつしや
つてもいいくらい、たくさんの方が感謝
すると思ひます。これは一つ何とかな
りませんか。

○坂田国務大臣 大体私たちがいたし
まして望ましくはあるわけござい
まして、何とかしてこの給付内容を改
善していきたいという気持でおります
が、ただいまのところはこの程度でわ
れわれは参りたいと思つておるよう
なわけでございます。しかしながらこの
わずかな千円でございます、私は今
日農村の家庭をあちこち行つてみまし
た場合において、どちらかと申しま
す、終戦後いろいろものの考え等も
違つて参りましたし、また個人主義の
いい意味における成長もございま
す、また同時に悪い面の傾向も強ま

ておりまして、いわば老人をないがし
ろにするといふような気持もないわけ
ではございません。しかしその中にお
きまして、国の保障としてこの千円の
額が、少くとも老人の個人のふところ
に入つていくといふことではございま
す、その老人をまかなうだけのすべて
のお金ではないといたしまして、こ
の千円の金というのによつて、たと
えばお孫さんにいろいろお小づかいを
やるとかなんとかいふことで、いわば
昔の日本のいい意味における家族制度
の、老人が子供をかわいがらる、ある
いはまた子供たちが、孫たちがおじ
さんに対して非常にやさしい気持を
持つて信頼していくといふような、あ
たたかい気持がকাশい出されていくの
ではないか、こういうようなことが、
わずか千円でございますけれども、日
本の農村社会におきまして明るい光を
投げかけていくものであると思つてお
るわけでございます。ただこれが都市
の場合におきまして、ことに勤労世帯
におけるところの千円というところが
しる問題じゃなからうかと私も考え
ておるわけでありまして、今後ともわ
れわれはこの点につきまして最善の努
力をいたしたいと思つておる次第で
ございす。

○堤(ツ)委員 そのものずばりとは
きり答えていたが言えないのですけれ
ども、なかなかそれが言えないので、い
ろいろとてんぶらのように衣をつけて
大臣が逃げたいらつしやる点は、お氣
の毒だと思ひますけれども、一つ何と
か良心的にこの増額の方法はお考えに
ならないか、この法案に対してはい
やりましたという声があるのを御存じ
ですか。これは最後にお聞きしたいと

思つておつたのですけれども、私たち社会党が出しております案は、将来のことをいろいろ考へて、最後の最後にはこう持つていくという見通しを付けて、相当良心的な案でございます。だからいろいろ御質問もあるだろうと思ひますし、手落ちもあるだろうと思ひます。完全なものとは申しませんけれども、しかし今御質問申し上げたような諸点——ほかの方々がまだたくさん質問しなければならぬ点を盛り込んで、社会党は良心的にこれらの問題を片づけるが、法案の中に盛つておつておるつもりでございます。

この国民年金法案がこの国会にかけられるという段階に入りましてから、希望を持っております国民の中から、いろいろこれに対する意見がございまして、今日本の社会における三大新聞——朝日、毎日、読売だとか、あらゆるいろいろな新聞の論調、それから卓越した識見を持つていらっしゃる学者の方々とかベテランの方々が、いろいろな角度から政府案というもの論じていらつしやいますけれども、先ほど申し上げたように、まあまあないよりはましだから、あれでも作らせるよりはよいが、ないなというように、なところへ大体の論調がいつておると思ひます。そう言われても、金がないから、ないのでは振れないのだからしやうがない、こういうふうにおつしやうだろうと思つたのですけれども、私たち社会党の立場からいって、良心的な理念の上に立つて、完全な骨組を立てて発足しようと思へばできるのです。それから金にいたしまして、警察力に縮小してそこから金を出せとい

う経済的な裏づけの論争以外にでも、もっともつと財源をこしらへる方法はあると思つたのです。たとえば専売公社は、たばこから千四百二十億という収益をあげておりました、これが大蔵省に入つております。もしこれを独占資本家に経営させておりましたならば、二割、三割の税金をとつたとしても、千億くらゐは独占資本家のふところに入る。しかしこれを大蔵省の手に入れて国民のふところへ還元しておつたというたばこ事業一つを取り上げてみても、これに類似した仕事を政府が良心的にやつて、国民年金のための財源をこしらへようと思つたら、できる仕事はいっぱいその辺にころがつてゐるのです。それを、資本主義政党である自由民主党は、わざと資本家の手の中にこれを渡しておいて、権力によつてこれを守りながら、国民のふところの中にこれを公平に分配していかうとしない政策をとつておるわけなんです。従つて財源がないといふことになつて参ります。少くとも酒やたばこからあげておりますような収益方法を国家事業として考えますならば、もっともつとセメントや砂糖や石炭、おおよそ大衆が必要とする事業の中から大衆のふところの中に利益を返していくといふ方式をとつて、国民年金を、初めからないよりはましだなどと言われないう方法もつとよいものから発足していける方法はあると思つたのですけれども、これはわざとおやりにならない。これは厚生大臣の坂田さんだけを責めるのはいけなかり方ではありませんし、自民党の在来と社会党と同じような考え方で、社会主義政党と変らないような政策を強要

されるというような気持をお持ちになつてしようから、これ以上は申し上げませんけれども、しかし気がまえといひまして、国民年金と初めから正しい理念の上に立つて取組んでいくといふところの政府の気がまえないといふことであります。それがなによりはましだといふ今日の論調を生んだ結果になつたと思つております。ですからこれは一政党の選挙政策のためとか、また人気取りのためとか、またうな、ささいな問題ではなしに、国民年金の問題はいかなる政党が天下を取りまして、これから二大政党でいきます将来にわたつては、両党が交互に政権を担いだつたしまして、両者のよいところを集めながらほんとうによいものにしていく、国民の要望にこたへなければならぬ非常に大切なものでございまして、私はいたづらに政府をやつつけようとは思ひませんけれども、しかしせめて今日社会党が議つて考えたくらしい案のところまで、きつめて真剣に財源を求めて、真剣に公約を実現してみせるという岸内閣の気がまえばほしかつたと思つたのであります。そこまですると思つたのであります。いろいろな質疑を社会党が長時間にわたつて取り上げなければならぬ問題が残されておるのぢやないか。従つてないよりはましだなどと言つておられないで、国会審議の途中において政府が反省して、かくかくしかじかの問題がこのように改められ、修正され、よくなつたことはけつこうだと言つても言つてもいい、国民がほんとうに待つておつた国民年金に少しでも近いものになるように——まだ日がござ

いますので、八木さんと同じようなことを申し上げますけれども、一つもつと反省をさせていただきたい。私の質問は二人目でございます。解決がつかないのと同じようなことを聞くより仕方ないのでございしますけれども、私が長くやつておりますのも同僚に對して失礼でありますから、私は勉強しております。同僚に私の質問を譲りますが、しかし私の質問に對して明確な答えが与えられておらない以上、私たちが次の質問者は同じようなことを質問して、できるだけ政府に歩み寄つていただきたいという努力はいたすのであります。それから、どうか一つその点は十分お考えになつていただいて、なるべく早いうちに修正の御決意をなさつたり、増額の御決意をなさるようには、厚生大臣に御忠告を申し上げ、私の質問はまた大蔵大臣、総理大臣、労働大臣などにもあわせて聞きたいことがたくさんございします。そのときにまた厚生大臣に残りを質問するといひました。一応ここで他の質問者に譲ります。

これら都道府県に年金課ができ、その下に現在の健康保険や厚生年金を取り扱つておる社会保険出張所が、市町村の指導や監督をやるきわめて重要な役割を演じ、市町村と郵便局がわれわれ国民大衆の窓口となる、こういう形になつておるのでございします。そこでその予算の面をみますと、市町村に配分される予算が一億五千五百万円、郵便局に配分される予算は七千五百万円でございます。これらの問題についてはすでに本会議で自治庁長官より郵政大臣に質問いたしましたところ、大体これだけの金があればやうていけるだろうといふことでもございしました。単に言葉の上でやつていけるだろうといふことだけでは、どうも私は過去のいろいろの実例から考へて、今後の年金実施の上に不安の念なきを得ないのでございします。従つて、それらの年金事務を遂行していく上において、やはり何といつても一つの法律ができるならばそれを動かすのは人であり、人がそれを動かす足場といふものが構になるわけですね。従つてその足場といふものが一体どういふ工合に今後運営せられていくかという根本的な点について、政府の意見を聞いてみたいと思つたのです。

まず一億五千五百万円の金が、御存じの通り現在市町村合併によつて一万有余あつた市町村が多分三千九百そこそに非常に減少しておる。それにしても一億五千五百万円は、被保険者一人当り五十円ずつ配分することでは五千万円といふものが出ておると思つたのですが、全国三千九百有余の市町村に一億五千五百万円の金を配分し

るでしようから、これ以上は申し上げませんけれども、しかし気がまえといひまして、国民年金と初めから正しい理念の上に立つて取組んでいくといふところの政府の気がまえないといふことであります。それがなによりはましだといふ今日の論調を生んだ結果になつたと思つております。ですからこれは一政党の選挙政策のためとか、また人気取りのためとか、またうな、ささいな問題ではなしに、国民年金の問題はいかなる政党が天下を取りまして、これから二大政党でいきます将来にわたつては、両党が交互に政権を担いだつたしまして、両者のよいところを集めながらほんとうによいものにしていく、国民の要望にこたへなければならぬ非常に大切なものでございまして、私はいたづらに政府をやつつけようとは思ひませんけれども、しかしせめて今日社会党が議つて考えたくらしい案のところまで、きつめて真剣に財源を求めて、真剣に公約を実現してみせるという岸内閣の気がまえばほしかつたと思つたのであります。そこまですると思つたのであります。いろいろな質疑を社会党が長時間にわたつて取り上げなければならぬ問題が残されておるのぢやないか。従つてないよりはましだなどと言つておられないで、国会審議の途中において政府が反省して、かくかくしかじかの問題がこのように改められ、修正され、よくなつたことはけつこうだと言つても言つてもいい、国民がほんとうに待つておつた国民年金に少しでも近いものになるように——まだ日がござ

いますので、八木さんと同じようなことを申し上げますけれども、一つもつと反省をさせていただきたい。私の質問は二人目でございます。解決がつかないのと同じようなことを聞くより仕方ないのでございしますけれども、私が長くやつておりますのも同僚に對して失礼でありますから、私は勉強しております。同僚に私の質問を譲りますが、しかし私の質問に對して明確な答えが与えられておらない以上、私たちが次の質問者は同じようなことを質問して、できるだけ政府に歩み寄つていただきたいという努力はいたすのであります。それから、どうか一つその点は十分お考えになつていただいて、なるべく早いうちに修正の御決意をなさつたり、増額の御決意をなさるようには、厚生大臣に御忠告を申し上げ、私の質問はまた大蔵大臣、総理大臣、労働大臣などにもあわせて聞きたいことがたくさんございします。そのときにまた厚生大臣に残りを質問するといひました。一応ここで他の質問者に譲ります。

これら都道府県に年金課ができ、その下に現在の健康保険や厚生年金を取り扱つておる社会保険出張所が、市町村の指導や監督をやるきわめて重要な役割を演じ、市町村と郵便局がわれわれ国民大衆の窓口となる、こういう形になつておるのでございします。そこでその予算の面をみますと、市町村に配分される予算が一億五千五百万円、郵便局に配分される予算は七千五百万円でございます。これらの問題についてはすでに本会議で自治庁長官より郵政大臣に質問いたしましたところ、大体これだけの金があればやうていけるだろうといふことでもございしました。単に言葉の上でやつていけるだろうといふことだけでは、どうも私は過去のいろいろの実例から考へて、今後の年金実施の上に不安の念なきを得ないのでございします。従つて、それらの年金事務を遂行していく上において、やはり何といつても一つの法律ができるならばそれを動かすのは人であり、人がそれを動かす足場といふものが構になるわけですね。従つてその足場といふものが一体どういふ工合に今後運営せられていくかという根本的な点について、政府の意見を聞いてみたいと思つたのです。

まず一億五千五百万円の金が、御存じの通り現在市町村合併によつて一万有余あつた市町村が多分三千九百そこそに非常に減少しておる。それにしても一億五千五百万円は、被保険者一人当り五十円ずつ配分することでは五千万円といふものが出ておると思つたのですが、全国三千九百有余の市町村に一億五千五百万円の金を配分し

るでしようから、これ以上は申し上げませんけれども、しかし気がまえといひまして、国民年金と初めから正しい理念の上に立つて取組んでいくといふところの政府の気がまえないといふことであります。それがなによりはましだといふ今日の論調を生んだ結果になつたと思つております。ですからこれは一政党の選挙政策のためとか、また人気取りのためとか、またうな、ささいな問題ではなしに、国民年金の問題はいかなる政党が天下を取りまして、これから二大政党でいきます将来にわたつては、両党が交互に政権を担いだつたしまして、両者のよいところを集めながらほんとうによいものにしていく、国民の要望にこたへなければならぬ非常に大切なものでございまして、私はいたづらに政府をやつつけようとは思ひませんけれども、しかしせめて今日社会党が議つて考えたくらしい案のところまで、きつめて真剣に財源を求めて、真剣に公約を実現してみせるという岸内閣の気がまえばほしかつたと思つたのであります。そこまですると思つたのであります。いろいろな質疑を社会党が長時間にわたつて取り上げなければならぬ問題が残されておるのぢやないか。従つてないよりはましだなどと言つておられないで、国会審議の途中において政府が反省して、かくかくしかじかの問題がこのように改められ、修正され、よくなつたことはけつこうだと言つても言つてもいい、国民がほんとうに待つておつた国民年金に少しでも近いものになるように——まだ日がござ

ますと、一市町村当り五万円を下るのです。それで画期的な国民待望の年金というものができることになる。私はそこではがきを一枚拾ったのです。二階堂進さんにきたはがきなんです。無拠出国民年金を完備して下さい、とかどかどきのうもきょうも富士のすそ野であのいまわしい戦争の音がしてあります。あの自衛隊費、軍人恩給をやめて、弱い貧しい国民に平等に支給される無拠出年金によって、病める者も弱い貧しい者も楽しく暮せる平和文化国家を待っております。国会での御奮闘をお祈りいたします。保守党の代議士にこういうものがきておるくらいに国民はこの年金を待っております。それでそういうように待っております。国民に、一番サービスをし接触をする場面というものは市町村と郵便局なんです。そこでその市町村と郵便局に、一市町村当りが五万円を割る金が配付されるということになると、第一年度は、国民年金を扱う課であり係であるという看板と国民年金の判こを作らなければならぬ。役所には、課長以下係長の判こがたくさんあります。私はこの判この代で消えてしまおうのではないかと思っています。そこで、この一市町村当り五万円を割る金でやっていけるだけの自信があるのかどうか、まずこの点をお聞きしておきたい。

○坂田国務大臣 われわれといたしましては、この額でやれると考えております。

○滝井委員 われわれとしてはやっていけるということでございます。そこで私は実例を示します。大臣も御存じの通り、今から二回か三回前の国会で、あの全国的に問題になった引揚者

の給付金というものをそれぞれ引揚者にやることになりました。この今年度の予算は幾らかというところ、五千五百六十二万四千円の事務委託費が地方団体に行われることになった。これは一億五千五百万円です。その三倍の額が配分されるわけです。そこで一体引揚者の給付金の対象になる人の数と、この年金事務の数とどういうことになっておりますか、これはわかっておりますか。

〔田中(正)委員長代理退席、大坪委員長代理着席〕

○小山(進)政府委員 ただいま手元に資料がございませんで、取り調べて後刻お答え申し上げます。

○滝井委員 常識的に言って、引揚者の事務よりかざらなければむずかしい事務になってくると思います。年金は非常に複雑な調査をやらなければならぬ。これはあとで触れますが、実は私はこれを調べてみたのです。人口十万人ある都市において、引揚者が二千五百人、これに対して幾らの予算が配分されたかというところ、三万五千円、二千五百人の引揚者の実態を調査して、あなたは確かに引揚者でございまして、あなたは引揚者給付金の対象になります、こういう認定をしてやって、そして書類をそろえてだんだん中央に送ってくるのです。そうすると交付公債がいくことになる。その事務のために三万円の金がきたのです。ところが三万円では二千五百人の人たちの事務を順当に遂行していくことができなかったのです。できなかったのでも市町村はどういう措置をとったか。非常に不満が起ってきました。交付公債のくるのがおそい、金のくるのがおそいのだと

いって非常に不満が起ってきた。それでやむなくその人口十万人、三万円きで二千五百人対象者がいる都市は、五人の専属職員を福祉事務所に置いた。だれの金で置いたかというところ、市町村の一般財源で置いた。市町村は持ち出しです。これでやっていくのか引揚者の不満を緩和していくのかというのが今の姿です。それで御存じの通り今度の年金というものは、少くとも国民の三千万人程度を対象にしているわけですから、その中で、今度はその保険料を順当に納め得る人と納め得ない人とセレクトしなければならぬ。納め得ない人は三割あるといいますが、これはあとでまた聞くとしまして、あなたは納め得る部類、あなたは納め得ない部類、こういう明白な区別をつけていかなければならぬ。それだけの事務ならばまだいいけれども、今度は市町村は年金の手帳に切手が張られていくかどうかというところを見なければならぬだろうし、それから年金手帳を一々渡すこともしなければならぬかもしれません。そういうものとか、そのほかいろいろな基礎的な調査をやらなければならぬ。こうなると、五万円の金で、これがたとい無拠出のものであっても、御存じの通り無拠出年金のことしの対象者は老齢だけでも三百万をこえております。その中でやるのは百九十八万です。しかしそれぞれ障害にしてお母さんにしても、十八万とか四十万よりかはるかに多い数があるわけです。対象者だけでも二百五十七万ある。そういう人たちを一々選択して、適格者である無資格者であるという認定をして無拠出年金、いわゆる援護年金をや

る事務をやっていくかなければならぬ。まず第一年度においては、その以降においてはどういう基礎的な調査もやることになりましょうか、ともかく第一年度においてもそういうことをやることになるのだが、それで今引揚者給付金の例を引いても、すでに市町村が手出しをしなくてはならぬ。一体これを手出しをしなくてはならぬとお考えになつておられるかどうか、手出しをしなくてもやれるという自信があるなら、手出しをしなくてもやれますと言つて下さい。それでやれなければ、そのときにはどうするかあとで尋ねますから。

○小山(進)政府委員 国民年金の事務の遂行において、市町村が非常に大きい役割をするというように及ぶ。このためには事実上相当の費用が必要であるということにつきましては、滝井先生仰せの通りだと思っております。ともすれば世の中に、国がやれば金がかつて、市町村にまかせれば金がかからぬような考え方があつてございしますが、これは間違ひでございまして、国の官吏がやりましても、市町村にまかせるといいたしても、やはり要るだけのものは要る。その意味合いにおきまして、今回の法案におきまして、市町村にある程度のことをまかせるといふ態度をとりまします以上は、当然これに伴つて必要なものは国の方で負担をしていくという態度は堅持するべきものである、かように考えまして、この点は法案にも明記されているわけでございます。

ところで、今滝井先生が具体的な例をあげてお話しになった問題でありまして、そういう全体の役割のうちで、明年度市町村にしてみらいます。事は、実は比較的軽少なものでござい。ます。滝井先生は、引揚者給付金の仕事の方が楽で、この方がむずかしいのかどうかというふうなお気持ちで言つておられますけれども、仕事の内容から見ますと、明年度の分は比較的市町村にお願いする仕事は少いのでござい。ます。

最後に、一体それでは市町村に対して一人当り五十円の費用でやってもらへるかどうかという点でござい。ます。が、この五十円が出ましたのは、現在の国民健康保険の実績等から割り出したものでござい。まして、明年度行なつてもらいます市町村の年金に関する仕事は、給付事務の一部でござい。ます。これが国民健康保険の事務に占める割合を見ますと、全体の事務量のうちの二〇％程度になっております。ところが国民健康保険の給付事務とそれから援護年金の給付事務とを比べますと、これは先生御推察の通り、援護年金の給付事務の方がや事務量が多くなる予想でござい。ます。そういう点を考慮いたしまして、実績に三倍いたしましたものを頭に置き、さらに国民健康保険の事務量のうちで、庶務に類するものがおよそ二〇％程度ありますので、合せて二二％程度の四倍、五〇％程度のものをめどにおきまして、現在の国民健康保険の事務費一人当り九十五円というものから五十円を割り出したものでござい。ます。従つて現状においては、大体これならばやってもらへる、かように考えてきたものでござい。ますけれども、なお実施の結果を見まして、明後年以降において、さらに必要があれば十分調整を考えていきな。い。なお拠出制の年金制度の準備な

り、あるいは実施が始まるという場合の市町村の事務量に應ずる事務費につきましても、これはもうおっしゃる通りに、援護年金の場合とは比較にならない重要な持ち、それから事務量もふえますので、これは全然別個に検討すべき問題と考えております。

○滝井委員 第一に国民健康保険の一人当りの事務費が九十五円、その五割程度、従って五十円、こういうことでございましたが、小山さんはもと保険局の次長をされておったので御存じの通り、国民健康保険の事務費一人当り九十五円というものが少ないということ、これは、ことしでもはや定説になっておるわけです。あなた方の要求は今年度百十五円であつたはずで、百十五円をばつり削られて九十五円になった。われわれがあれだけ村上次長を呼んで百十五円出さなければいかぬということをやつて、よくやうく昨年より五円ふえた、こういう実態です。従って、本来ならば百十五円でも少いのだが、百十五円くらいならば大蔵省が認めてくれようという、そういうことでしたにもかかわらず九十五円に削られて、そのまた五割の五十円ということになると、これはもう少いことは当りまえなんです。そこで私が大臣に要求をいたしたいのは、事務費というものは全額国が見ることにしたい。従って事務費にもし赤字が出た場合は、国があつて見てくれるかどうかということなんです。けれども、制度が実施されたあとにけんかしたって、これはもうわれわれの負けです。だから制度をやる前にこれはやらなければならぬ。まず私はあなたの御意見を聞いておいて、

この次大蔵省を呼びます。今言つたように、この国民健康保険は、あなたの要求は百十五円だったのです。これは百十五円でも少いんだ。実際は百四十五円とか百五十円かかってるんです。ところが、市町村の職員で、税務の取り立てと保険料の徴収とを兼ねておる者がある。そういう者は、大蔵省はこれを税務が四割、それから国民健康保険の事務が六割、こういうふうに分けて、一人の人間を四、六に分けてやつておるといふやうな予算査定をやつておるので、百四、五十円のもの、あなたは良心的に百十五円要求したものだと思ふ。ところが、それをさ

らに九十五円に削られた。削られた実績をもつて今度は五十円、こういうことになった。現在、御存じの通り市町村の国民健康保険の赤字の大きな原因は事務費である。そうしますと、同じ社会保険でまたこの年金で市町村に赤字の原因を作らせるということ、これはいけないことなんです。だからこれは大蔵省とのけんか——われわれがあなたの方とけんかするときには、法案のできるときにけんかをしておかぬと、できてしまつてからではわれわれ少数党の負けなんです。そこでこれは、事務費にもし不足が出たならば、補正予算でも出すという言明ができるかどうか。先の、三十六年以降のこと、まだ今から尋ねますから、どうです、その点。

○坂田国務大臣 私どももいたしましては、一応これでやれるものというふうには考えておるわけでございしますが、もし将来におきまして、どうしてもこれでないというところでございまして、来年度の予算要求の場合に

おいてそのことを考えて参りたい。ただいまのところはまあこれで大体いけるものだと考えております。

○滝井委員 いや、大体これでいけると思うからおそろく五十円を出されたと思ひます。しかし過去の実績というものが、その基礎にした九十五円というものがすでに赤字が出ておるといふことが現実なんです。だからその上に、今度はその赤字の出たおるものを基礎にして五十円を出したのでは、これは赤字が出るだらう。しかしそのとき、赤字が出てまいりません。私はかまわぬが、法律には、事務費は全額国が持ちますとなつてゐるんだから、そのときにはその赤字のしわを市町村財政に寄せずに、国が補正をしてくれますか、こういうことなんです。だから補正要求を来年度予算にやつてくれますかということなんです。あるいはさ来年度になるかもしれない、これは翌々年度になりますか、そのときやつてくれるかということなんです。そのときはあなたはおられないかもしれない、せんが、きょうあなたが言つておいてくれさえすれば、われわれはおるかもしれない。坂田さんが言つたんだ、こう言つてわれわれがやりますから、これが一番大事なことなんです、どうです。

○坂田国務大臣 ただいま私御答弁申し上げた通りでございまして、どうしてでもこれでいけないうやうなことがございしますれば、将来のことはお約束はできませんけれども、国で見るといふことになつてゐる以上は、要求を出さなければならぬのではないかと考えておるわけでございします。

○滝井委員 それでよろしいです。と

から。これで見ると、あなたの方は、あなた方の二十年の長い役人生活の経験と勘から、二百十九億の仕事をするためには大体四千七百人くらいは要るだらうと言つておつたのが、すばつと三分の一になつておつた。金も半分になつておつた。私はこれだけではやれそうにないと思ひます。金も半分、体三十六年からあなた方がいよいよ抛

出制をおとりになるところには、今の千八百人の人数がどういふ形でふえていくことになつてゐるか。これはもうおわかりになつておるはずだと思ひます。どういふ形で増加をしていきますか。これは財政だけの問題じゃなくて、動かすのは人間ですから、人間のふえ方を私は知つておきたいのです。

○小山(進)政府委員 まず最初の問題にお答え申し上げたいと思ひますが、仰せの通り九月に要求いたしました内容はただいま先生がおあげになつた通りのものでございします。その当時の私どものもくろみといたしましては、無拠出の年金の支給を明年度、つまりこの十月一日から開始をする、つまり半年分をこし支給する、それから拠出制の年金は保険料の徴収を三十五年度早々からしたい、こういう考え方があつたわけでありまして、従つて明年度の予算におきましてすでに拠出制に備えるための陣容その他を相当備えなかつたか、かような考え方をもちましたので、そういう要求になつたわけでございます。現在進んでおりますものと違つて参りましたのは、拠出制による保険料の徴収が三十六年の四月一日からというふうに延びたことと、もう一つは当期期待しております

た国から地方まで一貫する事務組織は適当ならずという各方面の判断でこれを取りやめにいたしまして、都道府県、市町村という既存の段階をできるだけ活用していく、また積極的な協力を求めていくというようにしたために違つて参ったものでございます。

それから第二の点については、仰せのように明年度の予算に出て参りますものはごく一部でございますが、現在予定しておりますものとしては都道府県本庁段階は大体これをそのまま拠出して移していけば足りるというふうに考へております。今後の補給といたしましては、先ほどお触れになりました都道府県本庁と市町村との間に立ちましていろいろの現業事務をしていきます社会保険出張所の整備充実をはかつていくということを計画的にいたしたい、こういう考えでございます。これをどの程度増設していくか、あるいはどの程度の人間を充てていくかということについては、まだ政府として最終的に固まった案として申し上げるものを持っておるわけではございませんが、およそ事務的な見当といたしましては、現在百程度あります社会保険出張所をさらに百ないし百五程度増設をしていく。これまでは都会地の工場、事業場等の多くあります地域だけに設けられておりまして社会保険出張所を、今後は逐次しからざる地域にも計画的に整備をしていく、既存の社会保険出張所に対して、ある程度の人員の増強を行うとともに、新設の社会保険出張所には人間を置いていく。大体どのくらい人間になるかということについては、今の段階ではつきりした数を示して申し上げることは、多少差し控えた

のでありますが、見当だけを申し上げますと、大体私どもの見当では三千五百から四千程度の補強を今後三年くらいに間に逐次計画的にやっていくことができれば、という希望を持っております。それから市町村に対しては今後は事務的な経費の負担を十分にいたしまして、それぞれ必要なだけの陣容を整備して、いっせいで、かように考えておるものでございます。

○滝井委員 きわめて重大なところまできたわけですが、そうしますと今小山さんが言われたように、現在百カ所ある社会保険出張所に倍になるわけですね。二百ないし二百をちょっと越えるという社会保険出張所になるわけですね。そしてそれに対して——現在社会保険出張所にどの程度の人数がいるか、予算書に向うに置いてあるのか、ちょっとわかりかねますが、とにかく現在ある百の社会保険出張所の人員に、さらに三千五百ないし四千加わるわけですね。従って二、三年のうちにそれだけふえるわけですから、一カ年間に平均して千人から千五百人程度の増員を必要とするわけですね。こ

ういうものは国が見なければならぬ、こういうことになる。拠出制は三十六年から強制適用なので、強制適用で滞納整理その他を積極的に行うならば、財政的な裏打ちを固めるというの、社会保険出張所と市町村段階なものです。この二つがうまく有機的な連絡がとれない限りにおいては、日本の国民年金というものは総にかいたもちになることは明らかです。そこで坂田さんは、今も小山さんの長い役人としての経験と勘とを希望的な意見として述べられました。最小限今の程度のもはやらなければいけないと私は見ております。あなたは長い小山さんの勘と経験とをあなたの政治的な良識と政治力で裏づけをして、来年度予算からそれを積極的に徐々々に推進していくだけ、これを一つ聞いておきたいのです。あとで大蔵省にも聞きますし、総理にも聞きますから、あなたの意見を聞かしていただきたい。

○坂田国務大臣 私どもといたしましては、事務当局でこの程度はどうしても必要である、こういうような数字に對しましては、大蔵大臣に對しまして要求をいたしたいと考えております。

○滝井委員 それで大蔵と手足が一致したわけですから、一つぜひ厚生省一体になって推進してもらいたいと思ふのです。

○小山(進)政府委員 現在の被用者保

険の事務に従事しております者たちと同様に、国家公務員となることにいたしております。

○滝井委員 そうしますと、予算書の国民年金の経費百億七千八百二十九万六千円を見てみますと、本省の経費と、それから附則八条の経費に分れておるわけですね。現在御存じの通り、日本には国家公務員の中で十万をこえる臨時職員がおるわけですね。そういう者を一体今のままにしておいて、この大事な仕事をやらせるのかどうかということなんです。御存じの通り、税務署の職員なりあるいは徴税に当る人たちは、それぞれ特別の手当がつきます。これは厚生大臣、こゝろあたりよく知っておいでもらわぬといかぬところですが、税務署の職員あたりに全部徴税の手当がつくわけですね。他の国家公務員と給料表も別して、大体よろしいんです。ところが、現在健康保険やあるいは厚生年金や失業保険の保険料を徴収する事務に当っておるこれらの都道府県なり社会保険出張所におる職員というものは、それらの恩典がないのです。おそらく民生部の保険課に所属するのであろう。今度国民年金課ができて、おそらく民生部長のものとしよう。だから保険課と同じです。社会保険出張所に行く限りにおいては、おそらく同じだろうと思ひますが、当然、日本における社会保障というものが、それほど大事になったからには、これらの職員の待遇というものは、これまでも考えておかぬといふのは大へんなことになる。あなた方が机上で涼しい頭を動かして、りっぱな案を作っても、それが下部機構に行つた場合、血が通わない。一体こういう問題をどう

うするかということなんです。私は制度というものは人間が動かすと思う。だから一体どういう工合に末端の人間を政府が待遇していくか、見ていくかといふことが一番大事だと思ひますので、まずそういう健康保険とかの保険料の徴収事務に当る者は、税務署の職員あるいは都道府県の徴税吏員というものと同じにしなければならぬ。現在同じにされてないのです。これは一体どうするつもりなのか。今度の年金制度を機会にして、思い切つてこれらの諸君の徴収手当というふうなものもやるようにするのはいかがでしょうか。

○小山(進)政府委員 これは現在の被用者保険のものについても、私も非常に苦しんでいる問題の一つでございまして、年末関係方面といういろいろ折衝いたしております。いまだ目ぼしい成果を得ないわけでございますが、折衝において一つ私も悩んでおります問題は、社会保険出張所における保険料徴収事務に当っております人々は、その期間について税と同じだということとで手当をつけることまでは比較的に強く主張ができるのでありますが、同時に、あまりに長く一人の人間にその仕事をやらせることは避けねばならぬというふうな事情があつて、ある程度仕事をかえるわけでございます。そうすると、そことの関係でまたぐんと落ちるようになる。ところが実際に、所内の事情としては、保険料の徴収というふうな仕事は、名目上担当しております者には、特定の時期等においては、所内全員が出かけていって徴収をするというふうなことをやるわけでございますので、それらの点もうまく解

決のいくようにいたしたい。これは悩
みを述べたわけでございますが、そう
いうような事情がありますので、保
料の徴収に当たっている者だけでなく
て、それ以外のそういう仕事を応援す
るような者についても、あわせて考
えたいという事で折衝を続けて
いるという様な事情でございます。

○滝井委員 希望的なことでは私は困
ると思ふんです。今後社会保険料を徴
収するということ、あるいは国民年金
の保険料を徴収することと税金を取り
立てるといふことはちつとも変らな
いと思う。なぜならば、全部国税徴収
法で処分してしまふわけでしょう。そ
うしますと、本質的なものは変らない
ところが、これらの社会保険料の徴収
に当る諸君の身分というものを考
えてみると、給料は一般職とちつとも変
らない。そこには手当が支給されてい
ない。しかも給料表というものは、一
般の職員と税を徴収する者とは差が
ある。そしてしかも徴収手当を片一方
は支給されている。わが方にはそれが
ない。こういう不均衡なことでは、ほ
んとこの社会保険の一番下働きのと
ころで差別待遇されるという事にな
れば、これは集まりませんよ。国が年々
自然増収千億をこえる税収があるとい
うのは、やはりそこに税務職員、税務
官吏に何か待遇があるというところに
もよると思ふんです。それは金ばかり
ではなかなか人は動きません。しか
し、やはり物質的な裏づけと精神的な
士気の高揚というものが相付つて私
はそういうことができると思ひます。こ
の点は一体保険局長の方はどう考
えなつておられるのかということ。最
近はあなたの方の健康保険というもの

は黒字を謳歌しておる。三十二年度の
決算では七十九億円の黒字、百三十三
億の積立金ができるという。こういう
ときにこそ私はこういうものをやらな
ければならぬと思うのだが、あなた
の方は一体どう考へてゐるのか。これは
の両輪で、両方とも関係がある。

○太宰府委員 はまだ就任して年月
が浅うございますので、詳しいことは
お答えできないと思ひますが、お話を
聞いています。社会保険出張所で第一線に働
いてゐる人たちは、もともとから申し
ますれば、非常にオーバー・ワークに
なつてゐるような働き方でございます。
人の増員といふこともなかなか思
ふようにいかないような現状でありま
す。そういう場合におきまして、私
もといつては、まずそういう方面に
ついでに努力を従来なされてきてお
つたところでありまして、さらに
これは今後とも大きく考へていかな
ければならぬ、あるいは制度の運営と
いふようなことにもまでも思ひをいた
していかねばならぬことも、場合に
よつてはあるかと思ふのであります。
そういう点について考へていきますと
同時に、ただいまお話のありましたよ
うな他の同じような職種の職員との関
係でございますが、これは主として財
政当局との話し合いのほかに、やは
り人事院といふような人事管理当局と
話し合ひといふものがあるかと思
ふのであります。そういう面につきま
しては御趣旨の点などをよく承りま
して、まだ私も勉強の不十分な点も
ございますので、そういう点も実情をよ
く調べて、できるだけ、努力いたした
と思ひます。

○滝井委員 まだ今からいろいろ質問
しますけれども、この職員の問題につ
いては、次会までに大臣も一つ御研究
をお願いしたいと思います。

そこでこの厚生省の予算書に、附則
八条の職員というのがある。そして部
長といふのがある。本省は局
長、課長、参事官、課長補佐、係長、
一般職員で、これはわかります。附則
八条といふのは何ですか。

○小山(進)政府委員 附則八条とい
うのは、附則八条に基く政令に列挙さ
れておらず、附則八条に基く政令に列
挙されておらず、附則八条に基く政令
の知事の指揮下にあつて処理する国家
公務員のことでございまして、地方事
務官とか地方技官とかいふてゐるもの
がそれでございます。

○滝井委員 その場合、部長一人とい
うのは、これは何ですか。

○小山(進)政府委員 これは東京都の
場合、部を設けて一課二課にいたし
ますので、その部の部長でございます。

○滝井委員 そうしますと、東京都は
けは部長を置いて、各道府県には、課
長、こういふことになるのですが、東
京都だけどうして部長を置かなければ
ならないのか。

○小山(進)政府委員 これは滝井先生
御承知のように、地方自治法に定めら
れております内部組織が、各府県は
部を単位にして定められております。
東京都は局を単位にしております。そ
ういふ事情からいたしまして、いわば
一段ずつれておる格好になります。
で、府県に課を置く場合には東京都に
は部を置く、こういふつり合ひになる
わけでございます。

○滝井委員 そうしますと、この附則
八条の千七百四十名の部長以下の職員
というものは、これは地方自治法附則

八条の「当分の間、なお、これを官吏
とする」といふ職員に当るわけであ
つて、本来のいわゆる国家公務員とは
ならないわけなんです。問題はここに
あるのです。国がほんとうに今後社会
保障行政といふものを推進して、国家
が責任を持つて、名実ともに社会保障
の精神のあふれるものにするためには、
当分の間官吏とするといふような不安
定なものではないかと思ふのです。や
られるならば、国のものにしてしま
うか、あるいは徹して地方自治体の職員
にしてしまふか、そしてその金を国が
出すとか、何かそういうふうにしな
いと、中途半端なものでは身分が安定
しない。簡単にいふと、出世の道も閉
ざれるのです。立身出世主義はよく
ないかも知れないけれども、まあ役人
になつたら課長になり、部長になり、
局長になり、次官になりたいといふ
のが、やはりみんなの望みだろうと思
ふのです。そうすると、当分の間官吏
だといふことではやはり困ると思ふの
です。この点は、一体なぜ新しいこ
ういふ制度ができるのに、そういうこ
とにしなければならぬのかといふこと
なんです。現在すでに現実にある社会
保険出張所なり、あるいは県の保険課
におる諸君が、これがあつたために不
満だといふことは、小山さんなり局長
は知つておるはずなんです。ところが
新しい紙の上にならぬかといふところ
に持つていくといふことは、私はよく
ないと思ふのです。許すならば国の官
吏にするか、あるいは都道府県の職員
にしなかつたかといふことです。

○小山(進)政府委員 結論はもう先生
おっしゃる通りでございます。非常
に中途半端な姿に置かれてゐるとい
ふことが問題でありまして、私も
も痛感しておるところでございます。
ただ現在の段階におきましては、市町
村の姿はどういう角度から議論され
ても非常にはつきりきまつておりま
すけれども、府県をどういふふうにする
かといふことについてはいろいろ議論
がございまして、府県をどういふふう
にしますかといふことが最終的にき
まります。場合においては、どうしても
地方事務官なり地方技官の制度をど
ちらかにケリをつけなくちゃならぬ。そ
の場合におそらく方向としては、やは
り国の責任に基く制度であるといふ建
前を貫く意味合いにおきまして、ほか
の公務員と同様にすべきものであ
ろう、かように考へておられます。先
ほど申し上げておりました、先ほ
ど、被用者保険の仕事を従事してゐる人
々、地方事務官になり地方技官にな
つておる、これと実施上関係の深い仕
事でもありますので、一つ現在の段階
では両者そのように扱つていこう、こ
ういふことになつたのでございませ
う。

○滝井委員 今小山さんが言つた通
り、大臣、これはきつめて中途半端な
ものになつておるのです。国家公務員
では俸給表を一等級から八等級まで分
け、一般職と特別職とに分けておるわ
けなんです。ところが今言つたように、
新しく制度を作るのに、そこにわざ
わざ昔ながらの地方事務官、あるいは
事務官、そのほかに雇用人といふもの
がある。こんなばかきことはないので
す。二十世紀の後半に、新しい制度を

作ろうというのに、昔の封建的な臭気ふんばつたものをまた持つてきて、いやがるものを押しつけようというのですよ。こういうニュー・フェースの政策をやるならば、その制度の中に働く人の身分的な規定も、国家公務員と同じような形にするか、地方公務員と同じような形にすることが、私は必要だと思ふのです。国家公務員であるがごとくなきがごとく姿ではいかぬと思うのです。そういう形のところへ働くと、超過勤務手当ももらえなければ、あるいは女子職員の生理休暇等もなかなかうまくいかないということになつてちやうどです。それは中途半端だからです。まだいろいろこまかいことがたくさんあるのですが、この身分の問題だけは大事ですから言います。今後社会保険出張所をもう百くらいふやす、こういうことなんです。ところが現在職業安定所や社会保険出張所に三千人近くの臨時職員がいるわけですから。しかもその臨時職員の中にまた二つの段階がある。社会保険関係でも千三百人おります。千三百人の臨時職員がおります。それは一つは常勤労働者と呼んでおる。社会保険の方では事務補佐員、職安では事務補助員と呼んでおる。同じ常勤労働者でだけれども、呼び方が違う。もう一つは片費職員、社会保険では賃金職員、職安では事務補佐員と呼んでおります。こういう二段階に分けて、そして賃金の単価は多分二百四十円か二百六十円です。二か月ごとに身分が更新されていく。やる仕事はみんな同じ仕事をやっています。保険料の徴収もやっておるのです。ところが定員の関係というので、こういうことがやられている。ところ

が実際に今から年金をやつて、ことし千八百人も人をふやす。そして同じ社会保険出張所に入れていくのですね。ところが一方こういうものを置いておる。そして新しく入ってくる千八百人の人と同じことをやるのです。これらの諸君の賃金というのはなんぼかという、月額七千円である。本俸、暫定手当、扶養手当と一切の給与をこの七千円でまかなう。こういう社会党の出した最低賃金以前の状態で、日本の国家機構の中の一歩末端の大衆に接触をして、貧しい零細な人々の社会保障を推進しようとするその第一線の官吏が置かれておるということなんです。これはあなた方が八千円の最低賃金制度に賛成するはずなんです。こういう姿なんです。そしてこれらの人に今から援護年金の政策をやらせようということなんです。これでは木によって魚を求めるといふのでしよう。これでは年金というものに魂が入らない。まずやはり年金制度を取扱わせる第一線のそれらの社会保険出張所なり町村の機関の職員の生活安定という道を政府は考えずして、どうしてその手続をする相手方の生活の安定をこの第一線の官吏がやるということが出来ますか。法律が通れば、この法律に血を通わせてだれが運営をするかという、第一線のこれらの七千円の給料をもらつておる人が運営するのです。こういう制度をこのまま放置して、その上に年金制度というものを積み上げて、そしてその末端に一千八百人を積み込んで、年金は生かれません。こういう状態が放置されている今、そうしてそれらの職員が税務職員と同じようなことをやっていると、税務職員と同じ手当さえもらえ

ぬ。七千円で全部ですよ。こんなばかげたことがありませんか。こういう制度をそのまま置いておつて、ここであかき高遠な理想を唱えても、それはだめです。だから私は、年金法をやるならば、現実の第一線で働いておる社会保険出張所のこれらの臨時職員の千三百人の待遇をまず第一に大臣は直せというこゝとです。これが直せずして他の者を救えといつても無理です。まず救わなければならぬ者は、あなたの足元の千三百人です。これを一体どうしますか。

○小山(進)政府委員 中身が少し違つておりますから、私から御答弁申し上げます。滝井先生仰せの通り、現在社会保険の業務に従事している者の中に、あるいは常勤労働者なり賃金職員というものが相当数ありまして、十分所を得ていないという点は、実は私も同様に悩みとしておる点であります。この点については、御承知の通り、昨年来計画的に、常勤労働者につきましても逐次これを定員に繰り入れるという措置を進めているのでございます。いずれそう遠くないうちに常勤労働者を定員化するという作業がそろそろ完了することであろうと思つております。今回地方に設けます国民年金の仕事に従事します者は、すべて定員に基くものでございます。従つて常勤労働者等は入れておりません。それでこの人間を充足します場合におきまして、現在社会保険の仕事に従事している者で常勤労働者がありますならば、資格のある限り努めてこれは取り入れていきたい、こういうことになっています。おるのでございます。それから賃金職員の問題については、この問題はやはり別でございまして、これはほんと

うの臨時の人々でございまして。こういう意味合いにおける賃金職員は、どういう状態のもとにおいてもあり得る。ただ、賃金職員であつてはならない者を賃金職員という形で抱え込むというやうなことがありますと、これはおつしやるやうな問題を残しますので、そのあたりの点は将来とも十分留意をいたしまして、恒久的な形の賃金職員は入れない、かようにいたしておるわけでございます。なお、内部事務のある程度のもので常勤労働者なりあるいは賃金職員にさせておられますことは仰せの通りでございますが、保険料の徴収とかあるいは給付の決定というやうな責任を伴います仕事は、一切させておりません。全く補助的な責任を伴わない仕事だけを手伝わるといふ使い方をしておるのでございます。

○滝井委員 賃金職員はあるいは全く臨時的なものかもしれません。しかし私の調べてみたところでは、賃金職員といふこともやつておる仕事は大体同じです。特に常勤労働者、常勤的な職員の方はもう一般職員と何ら変らない。保険料の徴収業務、これはある程度やらしてないやうである。しかしそのほかの給与決定業務、運用決定業務、徴収業務の計算及び記入業務というものは全部やつておる。しかもあなたはだんだん計画的にやつておると言つて、どういう計画で千三百人を何年までに完了しますか。これはほんとにはあなた所の管でなくなつておる。保険局長の所管になつておるが、千三百人は一体何年間計画でやつてしまふのですか。三十三年は大体全般的に見て二七％くらい定員化したのです。ところが三十四年度は一人の定員化の予算も計上して

いない。だからあなたは計画すると言ふけれども、ことは予算を計上してないから、計画ができないはずで、そこで年金へ千八百人をやつて同じところで働かせるのですよ。一体どうしてこういうことになるかという、結局社会保険出張所のいわゆる臨時職員の諸君は仕事が多くて、人事院が三十年の八月二十三日付で人事院規則を制定しているの、試験に合格した者でなければだめなんです。ところが社会保険出張所というのは、今まで赤字でもう朝から晩まで牛か馬のやうに職員を使つたんです。その結果、赤字だ赤字だと言われながらも、実際は赤字が出ずに、三十年に四億の黒字が出、三十二年には四十八億の黒字が出、三十二年には七十九億の黒字が出たというやうに黒字が出たのは、保険料の徴収が上つたからなんです。もちろんこれは日本の経済といふものがずつとよくなつていくことも意味します。神武以来の好景氣になつたといふことも意味しますが、しかしこれはやはりある程度涙ぐましい職員の働きといふものによつて、それは多くはなかつたかもしれぬが、そうなつたと思ふのです。そうすると、それらの職員は朝から晩まで事務に携つて、試験を受けるための勉強をするひまがない。仕事はさしておる。三十年の九月一日以前の者ならば試験がなくとも身分を切りかえて本職にしてやろう、しかしそうでない者は試験を受けずにはだめだとしてしまつた。そうするとそこに不満が出る。同じ仕事をやつておつて、一べんの試験を受けなかつたらだめだといふのです。それは高級官僚の試験がありまして、みな不満だつた。

から、一つこの際坂田さんの政治力を發揮して人事院總裁も十分に折衝の上、国民年金制度の発足に當つてまず第一線の職員に不満のないような姿を作つてもらふ、これを一つお願いいたしておきます。

次は市町村の關係です。一億五千五百万円、被保険者一人当り五十円の金をやる、一市町村当り平均五万円の金を出して、いよいよ末端の市町村というものが住民に対する窓口の事務をやることになるわけでありませう。都道府県に属する以外の適用関係者の事務、それから徴収関係事務、これも都道府県關係に属するものを除きますが、そういう事務をやるわけです。一体これはどこでやることになるのですか。市町村でやるとすれば福祉事務所というわけにはいかないでしょうから、市町村のどういう部局でやることになるのですか。新しく市町村に国民年金課というものをおなた方は作らせてやることになるのか。それとも、現在の国民健康保険というものが九十五円の事務費をもらつてやつておる、従つて大体これを基礎にして五十円というものを組んだのだから、国民健康保険課にくつつけてやることになるのか。そこらの市町村に対するあなた方の行政指導を一体今後どういう方針でおやりになるのか。これは一番大事なところですよ。これはおわかりになっておると思います。

○小山(進)政府委員　先生が例におあげになった国民健康保険をやるところで言うか、あるいは生活保護なり、あるいは児童福祉という仕事をやつておるところで行うかという点まで指定す

ることは考えておりませんが、少くとも大きく見まして、税を取り扱う総務部系統ではなくて、民生部系統、つまり民生関係の仕事は扱っておる系統のところで処理してもらう、かように考えております。

○滝井委員 そうしますと、健康保険課、社会課のようなところになるわけです。そうしますと、国民健康保険をやるだけでも、大体あなたの方では被保険者何人について吏員が何人という基準をお出しになっておるでしょう。それはどうしてかという、被保険者一人当り事務費を何ばやる、九十五円の医療費はおよそどのくらいのものが計算の基礎になるということは指導されておるわけです。従って当然国民年金においても、民生部関係の部課でこれをやるとすれば、一体それらの部課にはどの程度の職員が必要かということの示唆はやはりある程度与える方が親切だと思えます。大体被保険者一人当りにどの程度の事務量が当るかということは、あなたの方の長い経験とその勘に基いたものを指示してやることの方が間違いがなくいいと思うのですが、そういう点は何も指示せず、ただ平均五万円ばかりの金をやってよきにあらえ、こういうことなんですか。

○小山(進)政府委員 どうも先生よきにあらえと言われてお答え申し上げると、非常にお答えしにくいのでありますけれども、拠出制の年金については、私も基準を示して流すようにしたい、かように考えておりますけれども、さしあたり明年度行います無拠出のものについては、そこまでは立ち入らないという考えでございます。

○滝井委員 これから少し具体的なところに入りますから、一応これで中断しておいて次会にいたします。

○大坪委員長代理 明十一日午前十時より公聴会を開会することとし本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

〔参照〕

児童福祉法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二四号)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕